

衆議院第一百二十六回国会商工委員會議

谷村昭一君及び全国商工会連合会専務理事辛鳴修郎君の御出席を願っております。
本日は、御多用のことろ、ありがとうございます。
参考人各位におかれましては、委員の質疑に対し、忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鈴木久君。
○鈴木(久)委員 法案の審議に入ります前に、消費者問題で一言だけただしておきたいことがござりますので、お許しいただいて質問をさせていただきます。
最近、継続的役務サービスの問題では、私ども法案の準備もいたしておりますけれども、そのト

援に関する法律案(内閣提出第二六二号)
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出第四六六号)
不正競争防止法案(内閣提出第六七七号)(參議院
送付)

○井上委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、商工会及び商工会議所による小規模
事業者の支援に関する法律案並びに中小企業信用
保険法の一部を改正する法律案の両案を議題とし
たします。

本日は、参考人として日本商工会議所専務理事

ラブルや、いわゆる靈感商法問題で問題になつたり、変額保険では、バブル崩壊後多額の負債を抱えて自殺者まで出るような状況があつたり、あるいはまた資格商法ということで、この資格が取れますよというふうな問題で大変これも苦情が殺到いたします。

その一つは、資格審査の問題でございます。これは、何々の資格が取れますという、どちらかというと誤った宣伝内容を含めてパンフレットを家庭に送つて、後その業者は家庭に電話をする、それで電話で予約をとる。これにはクリーニングオーフもありません。いわゆる訪問販売法で言うクリーニングオーフにもひつからない。通信販売の範囲にも入らない。グレーゾーンなんです。これが一番消費者被害が多いと言われて苦情が殺到いたしております。

この問題について、今後訪問販売法という法律や通信販売に関するいろいろな規制を法的に加えるべきなのか、あるいはまた別な消費者教育という形で推進すべきなのか、いろいろな議論があると思います。しかし、このまま放置しておくことは、これはもう限界がある。こんなふうに私は思っておりますので、このグレーゾーンの中で悪意をしほうだいしている者、こういう者についてのいわゆるこれから対応の仕方について端的に、これは商務流通審議官にお尋ねをしたいと思う。

締結方法が多様化しておるのが今日の社会でございます。こういうことで、規制そのものといううとをいきなり考えますのも、なかなかかその影響が大きいとも考えられるものでござりますから、慎重に今後検討しなければならないと思っておりま
す。

う宣伝をして人を集めている。販売方法やあるいは会員の資格の問題、そういう行為規範の問題などを含めて不明確なままであります。会社の方は、おれの会社は知らぬ、こう言つておりますけれども、実際は公然と人集めをやつてゐるという事実がござります。

これはまさに商行為からいつてもどういうふうに扱つていいかわからない。通産省でも多分その点では頭の痛いところだとは思うのですけれども、訪問販売協会に言つても、協会の方は、今の時点でこの問題について協会に入会を認めるなどと、いうことはとてもできないということをはつきりおっしゃつております。

ですから、今後どういう形でこういう問題が表

うに指導を行っておるところでござります。当省としては、引き続きまして、関係省庁とも連絡をとりながら本件について注視をしていきたいというふうに考えております。

当省では、今月になりまして各通産局の消費者行政担当課長を東京に招集いたしました際に、最近の消費者関連情報の交換の一環といたしまして、本件に関する報告を行つております。改めて、ニースキンに限らず、いわゆる紹介販売につきまして、訪問販売法の施行を担当とする都道府県を含めて、今後法の一層厳正な適用を指導したいというふうに考えております。

加えまして、この種の契約取引をめぐります消費者トラブルを防止するためには、その物やサービスが自分にとりまして本当に必要かどうか消費者みずから判断することが大切でございます。このために、従来から行つておりますところですが、テレビ、パンフレット、ビデオなどさまざまなもの

面化してくるかよくわからないところがたくさんありますけれども、今手を打つておかなければならないことがたくさんあると思うのです。その辺のところで、通産省として、これまでニュースキンの関係との触れ合いとか情報の収集とか今後の対応とか、そういうものについて幾つか恐らくやつてこられたと思うのです。今後の対応を含めて、端的にお伺いをしておきたいと思います。

○細川政府委員 御指摘の米国企業 ニュースキンでございますが、近く日本で営業を開始する予定であることは私どもも承知をいたしております。

この会社でござりますが、最近二回にわたりまして、当省を訪れておりまして、担当課からは、請問販売法の連鎖販売取引について説明をした上、仮にこれに該当することになった場合には、当然のことございますが、広告、勧誘行為、書面交付等に係る同法の規制が適用されること、また、契約後十四日間のクーリングオフが認められなければならないこと、さらに、以上の規制に違反するなど、業務停止命令や罰則が適用されることとなるなどの説明を行つております。

うに指導を行っておきたいと思います。

当省としては、引き続きまして、関係省庁とも連絡をとりながら本件について注視をしていきたいというふうに考えております。

行政担当課長を東京に招集いたしました際に、最近の消費者関連情報の交換の一環といたしまして、本件に関する報告を行っております。改めて、ニースキンに限らず、いわゆる紹介販売につきまして、訪問販売法の施行を担当とする都道府県を含めて、今後法の一層厳正な適用を指導したいというふうに考えております。

加えまして、この種の契約取引をめぐります消費者トラブルを防止するためには、その物やサービスが自分にとりまして本当に必要かどうか消費者みずから判断することが大切でございます。このために、從来から行っておりますところですが、テレビ、パンフレット、ビデオなどさまざまな手段を通じまして消費者啓発を行ってきておるわけですが、関係省庁の協力も得まして、学校への消費生活の専門家の派遣を始めとした消費者教育にも積極的に今後とも取り組んでいきたいというふうに考えております。

先ほど申し上げましたことに関連しますが、最近では、この三月に経団連及び商工会議所に対しまして、傘下の企業が新入社員教育を行った際には、いわゆるマルチ商法や資格商法につきましても改めて注意を喚起するよう要請を行つたところでございます。今後、契約をめぐる消費者トラブルを減少するよう法の厳正な運用と消費者啓発、教育に努めてまいりたいと考えております。特に、御指摘のニースキンにつきましては、その行動につきまして注視をしておるということを改めて申し上げておきたいと思います。

○鈴木(久)委員 同じような商法で既に十年間営業しているアムウェイというのがござります。この間、その内容についても私それなりに聞いてまいりましたけれども、ここの営業実績を見ても、一ヶ月に九百万円にもなるとかそんなことはあり

得ないことです。完全にもうおかしい。これまでのアムウェイの実績を見ると、その販売員の全体の三割ぐらいは収入が二十万以下です。トップレベルでは年間で二千六百万円くらいの人があるとう。これはもうその意味でいえば会社の社長クラスだというふうに言つておりますので、まさに誇大宣伝での会員募集をしておると思いますので、しっかりととしたこれから対応をしていただきたいということだけ申し上げておきます。

さて、法案の審議に入らしていただきますけれども、最近のバブルの崩壊あるいは円高で追いつかれていたことで経済が低迷をいたしております。そういう中で中小企業や小規模事業者の経営状況も大変厳しくなり、あるいはまた極めて深刻な雇用問題も含めて事態が進行いたしております。しかし、日本のこの経済の中で果たす役割というのは極めて重大なだけに、中小企業や小規模企業者を育成・振興する、こういう政策というのは極めて重要だというふうに私は認めております。しかしながら、日本がそういう意味でそれを十分に果たすように、そういう意味で私はしっかりと対策をしなければいけない、こんなふうに思つております。

今度の本法の中では商工会議所と商工会が基盤施設事業やいわゆる支援事業といいますか連携した事業を行う内容になつてございます。同時に、新しくそういう新しい事業が入つておりますので、その役割は今までになくなつてきている、こういうふうに思つております。

その意味で、きょう商工会議所あるいはまた商工会議所から参考人でお見えいただきましたので、特に専門的な立場でございますので、私は、率直に御意見をいただきたい、こんなふうに思つております。

ただ、私は、日本商工会議所の石川会頭さんに本来ここに参考人として来ていただきたいという

お願ひをしておりました。残念ながらきょうは会頭さんがお見えいただけませんでしたので、その点ではまことに残念だ、こういうふうに思つておる次第でございます。

商工会議所と商工会連合会にお尋ねする前に、通産省にまず基本的な考え方をお伺いをいたしました。

商工会議所及び商工会の運営原則は、法律で明確にうたわれております。これは営利団体ではない、そして、特定の政党のために利用してはならない、まさに厳正中立に商工会や商工会議所の運営というのはしなければいけないというのが法の精神であろうと思いますし、日常の運営もそうであるべきである、こういうふうに思つております。

実際、現在全国五百幾つかある商工会議所あるいは商工会の場合はもう本当に町村単位にもつと細かくありますので、そういうところでの運営の法の精神に基づいてしっかりと運営をされているかどうかかということが一つです。

もう一つは、今度、基盤施設事業や新事業を行なうということになります。これは直接、間接含めで行うことになる。その場合に、いわゆる営利団体ではないという位置づけと矛盾するところがないのか、あるいは今後そこを来すことがないのか、ここのことろをしっかりとまず御答弁をいただきたい。

○鈴木(久)委員 先生御指摘のとおりでございまして、商工会の組織等に関する法律第六条の第一項におきまして、「商工会は、営利を目的としてはならない」。また商工会議所法第四条第一項におきましても、「商工会議所等は、営利を目的としてはならない」。こういう規定がござります。私どもいたしましては、この規定に従い、商工会、商工

会議所等は政治的中立の確保が求められている

わけでございます。

また、今御指摘ございましたように、選挙のと

きに商工会あるいは商工会議所役員の肩書では応

て、選挙ごとに政治的中立の保持に努めるよう

に通達をもつて指導いたしております。

また、今御指摘ございましたように、選挙のと

きにかなり厳しく規定をしておりますけれども、

まいりたい、こう考えております。

○鈴木(久)委員 大臣、それはそういうふうにお

知はいたしておりませんけれども、仮にそのよう

な事実があれば、実情に応じ、是正措置を講じて

おりたいと思います。

○鈴木(久)委員 大臣、それはそういうふうにお

知はいたしておりませんけれども、仮にそのよう

な事実があれば、実情に応じ、是正措置を講じておりたいと思います。

今言つた例えは知事選挙であるとかあるいはそれぞの選挙であるとかいうときに、そういう後援会や選対の中に一番頭に名を連ねるということはたびたびございます。ですから、これは個人の資格ですよ、こういうふうに言われても、とてもそういうふうには思えない現実が幾つもあるということだけは、私は指摘をしておきたいと思っております。

きょうはそれぞれの専務さんお見えですか、それぞの立場から、商工会議所の運営あるいはまた商工会連合会の運営で運営原則を厳しく守つて今まで活動を続いている、そういうふうにそれが自信を持っていらっしゃると思いますけれども、御見解を賜りたいと思います。

○谷村参考人 商工会議所の専務理事をいたしております谷村でございます。日ごろ、大変委員会の先生方にはお世話になつておりますので、この機会に厚くお礼を申し上げたいと思います。

今御指摘の点でございますが、大臣がお答えになりましたように、我々の商工会議所は政治的にあくまで中立の立場をとるべきものだと十分認識をいたしておりまして、組織として政治的な活動をするということは許されていないと存じております。

ただ、個人の資格でいろいろ政治的な活動をされることは、これは別問題でございます。これは許されておる、こういうふうに認識いたしておりまして、日本商工議所それ自身いたしまして政治的な活動をしていることはもう一切ない、自信を持つて申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○辛鷗参考人 全国商工会連合会の専務理事の辛嶋でございます。本日は発言の機会を与えていたときまして、ありがとうございます。

先ほど大臣が答弁になりましたように、政治的中立につきましては、商工会に対しましても私も常日ごろから指導しております。商工会、御承知のとおり地域の総合経済団体で、公益性的非常に高い団体でございますので、そのようなことが

ないように、毎度、一生懸命指導している次第でございますので、よろしくお願ひいたします。

○鈴木(久)委員 では、商工会議所の谷村専務に重ねてお尋ねをいたしたいと思います。

私はきょう、先ほども申し上げましたけれども、石川会頭さんにここにおいでいただきたい、こういうふうに思つておりました。でもおいでいただけませんでしたので、率直に申し上げたいと思います。

日商の会頭さんという重責と、ゼネコンのトツプの企業である鹿島建設の会長さんという、それも代表権を持った会長という責任ある立場にいらっしゃいます。今回、佐川スキャンドルから金丸事件と言われるいわゆるやみ献金問題、裏金問題、こういう問題が大きくクローズアップをされ、政治腐敗問題が、まさに国民の政治信頼を大きく失つて、現在国会の中でも国民に包囲されたような形で政治改革あるいはまた選挙制度の改革をも含めた抜本改革をしようしなければいけない、待ったなしの状況になつております。まさにその意味では、厳しい国民の批判が私どもに包みせられているということを承知をしなければいけないと思つております。

この金権腐敗の構造的内容と言われている中には、いわゆる政界、官界、財界の癒着という言葉で表現をされますけれども、自民党的長期政権が続く過程の中で、金丸事件に象徴されるようにゼネコンを含むいわゆる建設業界からのやみ献金といいましょうか、裏金といいましょうか、そういうものが今度は本当に国民の前に明らかになりました。これは長い間こういうことが行われてきたただろうというふうにも想定ができるわけでございます。

辛嶋参考人は、まさに最大の責任は政界にあると思います。そして、まさに最大の責任は政界にあると思います。

私もが厳しく戒めなければいかぬと思います。しかし同時に、こと深くかかわってきたいわゆる建設業関係、ゼネコンの裏金という問題についても、これは厳しく問いつけておきたいと思います。

しかし、正直申し上げまして、いまだにその真

実、全容が明解されているとは思いません。これは政治資金規正法に違反しているばかりではなくとも言われておりました。これが自動的に自民党を中心とする長期政権を支えてきた、水面下で行われてきたという事実も明らかであります。そういう意味からすると、この日商の会頭さんも、この問題が表面化したときに、いろいろなマスコミの報道の限りで言つても、進退問題を含めてかなり責任を感じいらっしゃるというふうに私は思つておりました。日経連やその他、同じ財界、経済界の中からも、進退も含めてかなり厳しい批判があつたことも事実であります。

そういう意味で、一つは、商工会議所トップにいわゆるゼネコンの鹿島建設の会長である石川さんをいただいているという立場から、こうした事態をどういうふうに御認識をしていらっしゃるか、専務さんに率直に御意見を伺いたい。

同時に、私は正直申し上げまして、本日ここに石川会頭がお見えになつていただきて、自分が今考えていることについて述べてほしかったというふうに思います。どうしてきょうはお見えになれないと思ったのか、その事情も含めてお答えをいただければと思います。

○谷村参考人 本日、会頭がお伺いして申し上げるべきことかもしれません、ちょうどさういうお話をございましたが、日程の都合もございましたし、かつまた小規模事業対策を中心として御議論いただくべき委員会だということございましたので、私がかわって出席させていただきました。

今御指摘の点は、会頭自身も大変悩み苦しんでおられると思いますが、去る四月十五日に開催いたしました日本商工会議所の正副会頭会議、それから常議員会、議員総会におきまして、私から出席されました全員に対しまして、ひとつフリーリーに御意見を言っていただきたいということを申し上げましたところ、出席の各位は、先ほど御指摘ご

ざいましたように大変経済環境が厳しい、特に中小企業が苦境に立つておるこの現状を踏まえて考えますと、今後とも会頭が全力を尽くしてその公的立場を踏まえて職務を全うしてほしいという意見が全員一致の意見として採択されたわけでござります。会頭も、そういう意見を謙虚に踏まえまして、日商会頭としての務めを引き続き果たすこととに現在推進しておるところでございます。

私自身いたしましても、会頭が非常に苦しい立場におられますことは重々わかつておりますが、この厳しい環境下におきまして、ぜひ会頭に引き続きその公的職務を尽くしていただきたいと願つておるところでございます。

○鈴木(久)委員 いわゆる進退を含む人事問題については、それは直接日商さんでおやりになることだというふうに思います。それはその責任で考えるべきことだろうと思いますので、私どもがその問題をとやかく言うのは筋違いかもしません。しかし、今この問題についてはまさに国民的な意味での厳しい御批判がある。それは同じ財界の中からもそういう問題提起がされている。そういうことだけに、もう少し詳しくお尋ねを願つておるところでございます。

立場をおられますことは重々わかつておりますが、この厳しい環境下におきまして、ぜひ会頭に引き続きその公的職務を尽くしていただきたいと願つておるところでございます。

○鈴木(久)委員 いわゆる進退問題がマスコミに出てきたときには、会頭から専務にこういう意思表示があつたということで、全国の商工会議所の皆さんとの信託を受けた責任ある公的な立場であるので、今後とも全力を尽くしていきたいということを述べられて、それを受けた専務が全国の商工会議所に会頭はおやめになりませんよという御通達をお流しになつたそうでござりますけれども、これは正式にこの段階で商工会議所として、会頭のそういういろいろな御批判がある問題について、何か進退問題についても含めた会議というのはおやりになられたのでござる。

それから、いずれこの問題は、政治資金規正法等の問題を含めて今それぞれ取り調べをいたしている内容でもあるうと思います。そういう意味

からすると、私ども直接これに抵触するかしないかということを言える立場ではありませんけれども、今度のいわゆるゼネコン全体がやつた裏金問題というのを、だれが考えたって政治資金規正法以前の問題ですね。断じてやつてはならないことありますて、それはもう法に問われる以前の話だということで、道義的にも極めて大きな責任があるというふうに私は思えてならないのです。

日経連の方のそれぞれの立場の方々も、政治資金規正法などに抵触するのであればそれは当然進退問題だというふうな話まで飛び出しているようございますけれども、そういう御批判に今後どのように、責任の所在、けじめといふものを考えていらっしゃるか。

これは自主的な意味での判断というのが一つと、もう一つは、法的にきちっとした見解が出る、こういう事態になった場合、一体どのように対応するおつもりなのか。これは会頭自身でありますから、専務さんがお答えするというのは難しいことかもしれませんけれども、いずれにしても、それは組織の一番頭にいる人の問題でございますので、専務さんの立場から率直にお答えいただければと思います。

○谷村参考人 今御指摘になりました私の名前ファックスを全国五百九ござります商工会議所で発送いたしましたことは事実でございます。当時、新聞紙上でいろいろ取りざたされておりました会頭に事実関係を申し上げた、こういうことでござります。かつ、その前にも、東京商工会議所の常議員会等も開かれておりまして、各方面的いろいろな御意見は会頭自身も十分お聞きの上お考えになつたことと存じます。

今後の問題は、今お話しの点は、これは私は正直申しまして、商工会議所の専務理事でございます。鹿島建設とは全く無縁でございますので、これがいかなる進展を見るか、現段階で私から予測をすることは極めて不可能に近いと思っております。

商工会議所はあくまで法的に定められた極めて公的な性格の団体でございますので、そういう意味を十分踏まえて、専務理事といったしましては、今後会議所の運営には十分留意してまいりたいと存じております。

が、非常に公平無私なお方でございまして、少なからずお世話をうけました。島との関連でどうこうということをされたことは全くないと思っております。今後とも、商工会議所会頭としての役割は十分認識して御尽力いただ

れども、これは法案の中身の問題でござりますけれども、今度の小規模事業者の支援の法律を具体的に実行していく場合に、私は、どうもこういうことを言うと大変口幅つたい話でござりますけれども、地域の商工会のところを歩いておりますと、

○鈴木(久)委員　お言葉をちよつと返すようになりますかもしませんけれども、日商の会頭さんという立場と、その立場におつきになる条件なんというのはおかしな話でしちゃけれども、鹿島建設の会長、代議權を持つ会長であるということとの関係はかなり深いものがあると思いますね。そういう立場でなければ日商の会頭におつきになるということはないのではないかということを含めて考えてえますと、別な法人格だからいいというだけの問題ではないというふうに私は思っております。

ですから、この問題が具体的にさらに進展していく、こういうことになった場合は、当然国民の批判やそういうものにこたえなければならない立場にあるのじゃないか。先ほど申し上げましたけれども、特にいわゆるやみ献金とか裏金とかといった問題が今の政治腐敗とどうかかわってきたのかということを考えますと、これはかなり重大大

けるものと信じておるところでござります。
同時に、今御指摘の政治改革の問題でございま
すが、これは財界のみならず、国民全員が政治改
革を遂行していただくことを強く希望しておるこ
とは間違いない事実だと思いますが、現在、これ
は先生方十分国会内部で御議論をいただいており
まして、いろいろな案も出ておる段階でございま
す。私どもがその中身につきましてどうこう申し
上げるというのはまことに僭越でござりますの
で、この機会に政治改革を十分遂行していただき
ことをお願いをしておきたい、こう思うわけでござ
ります。

専従の事務局長さんもおらぬ、あるいはまた職員の体制も不十分だという商工会はたくさんございますね。この間、通産省もそういうところを強化をしようということでいろいろな対策を考えておりますけれども、特に強いのは、事務局長専従をしてほしいという願いが私どもの耳にも届いております。今回、この法律をそれぞれ実施をし、あるいはそういう具体的な事業をやるためにノウハウを蓄えていつたりするために、どうしてもそういう体制の確立というのが大事だと思うのですけれども、連合会の立場から現在どのような考え方を持つていらっしゃるか、率直にお尋ねをしたいと思います。

ことなんです。商工会議所が戦正中立に運営をしていくということを首領御確認をいただいたことと、これからもそうしたいという決意を述べられましたけれども、そういうことを考えますと、どう見てもそれは、國民から見れば戦正中立なのかなどうかということを含めて疑問に思ひざるを得ないのじやないだろうか、こんな気がしてなりません。

これはお伝えいたなくとも含めて申し上げます。おきたいのですけれども、公的な立場にあればござるほど、今日批判されているような事態がこれなら、私はいずれ明らかになるものと思つておりますので、その意味では、これからやる事業の問題点はあります。商工会議所や商工会連合会の役割が大きくなつてきているときだけに、まさに厳正中立の批判を受けないようなそういう立場で商工会全生

とおりだと思います。そのためには商工会に経営指導員やあるいは事務局長というのを置いて一生涯懸命地域振興あるいは経営指導に当たつておるわけでございますが、今般の施策につきましては、事務局長につきましては、現在のところ二千八百ある商工会のうち、今年度中ぐらいに約千八百ぐらいでございます。これがことしは二百カ所ぐらいずつ事務局長が増設されておりますので、この

そういうことが一つと、もう一つ、時間がありませんので端的に伺いますけれども、今この重大な政治改革問題が議論になつてゐる。財界の皆さん方も、政治改革は抜本的にしなければいけないという御意見を随分いただいております。これらについて、率直な御意見を含めて、もう一度専務から見解を賜りたいと思います。

○谷村参考人 こういう席で恐縮でござりますが、会頭は、私日ごろお仕えしている身でござりますが

が運営をしていくとすれば、そういう意味でトップの責任は極めて重大だ、こういうふうに私は今後の推移をこれからも見守っていきたい、こういうふうに思っておりますので、信頼されるような商工会議所の運営というものがだれから見ても行われている、こういうふうにならうに、私は強く要望しておきたいと思っております。

ペースでいきますと、事務局長は五年ぐらいたてば全部配置されるのではないかというふうに確信しておりますし、また、こういう施設づくりをしておりまして、そのためにも地域振興支援づくり、地域振興プログラムというものを作成するために一ヵ所二百万円の予算をこのたび新しくお認めいただいておりますので、そういうものを活用しながら地域づくりをやっていきたい、こう

思っております。

○鈴木(久)委員 今参考人の方からもお話をございましたけれども、これは通産省の方でことしも大分努力をされましたけれども、今後その商工会の事務局長専従というふうなことを含めた体制確立のためにどういう考え方を、計画といいましょうか、計画をお持ちなのか、端的にお示しいただきたい。

○井出政府委員 お答えを申し上げます。

先生御指摘のように、商工会における事務局長の存在というのは大変重要な存在であると認識をしておりまして、私どもは今年度と同じように来年度以降も事務局長の数をもつともっとふやし、できれば各地の商工会議所、商工会すべてに事務局長が配置されるよう、そういう努力をしてまいりたいと考えております。

○鈴木(久)委員 次に、基盤施設事業、支援事業の具体的なお話で御質問申し上げますけれども、この実施主体は、直接おやりになる場合と第三セクターのようないいえども、そういった問題を具体的に、特に基盤施設事業の場合の経営責任というのにはいずれ問題になってくると思うのですね。それで、これが赤字経営になつたり、あるいは倒産をするというふうなことなども考えられないことはないという場合の、債務保証もあるからいいんだ、こういうふうにおっしゃいますけれども、その体制というのは十分にとつてあるのかどうかといふことを端的にお尋ねをしたいと思います。

○井出政府委員 基盤施設事業の実施に当たりま

しては、まずその事業としての適格性というもの

が非常に大きなポイントにならうかと思います。

同時に、事業の適格性と同時に事業としての確

性といふものもまた十分チェックをしなければな

らないのではないかといふに考えておりま

す。先生御指摘のよう、その実施主体につきま

しては、商工会商工会議所みずからが行う場合と、

あるいは場合に応じてそれをより的確に実施するためには、商工会、商工会議所以外の会社でござりますとか、あるいは公益法人というところにおいて事業実施をするという場合と両方であろうかと思思いますけれども、どちらの形態をとるかというのにつきましては、事業計画の段階で十分ふさわしい形態をとつていただきたいと考えております。

それからまた、特に商工会、商工会議所がみずから行う場合というのにつきましては、商工会、商工会議所の事業に対しまして、日本商工会議所あるいは全国商工会連合会が保証を行なうというふうな体制をとつてまいりたいと考えております。それから、会社、公益法人等が行う場合については特別にそういう保証の規定はございませんけれども、他の同類のこの種の事業が行われる場合にリスクが十分に背負えるかどうか、あるいは連帶保証という形でさまざまな保証形態をチェックをしていきたいと考えております。

○鈴木(久)委員 私の地元の市は日本一広いわき市といふところなんですねども、ここには、商工会議所はもちろん中心的な役割を担つていただけであります。その周りに実は商工会がたくさんございます。昔の旧市町村の市でも商工会のところがあつたり、もちろん昔の村のようなどころも、十四市町村が合併したものですから、まさにそれで一つの行政区になつてございます。こういうことを考えていきますと、今後いろいろな事業を行う場合、問題が起きるかなという心配をいたします。というのは、商工会議所がやつてている地域は大体町の中心地域を区域としてございます。

○井出政府委員 基盤施設事業としての適格性

としては、まずその事業としての適格性といふのが非常に大きなポイントにならうかと思います。

同時に、事業の適格性と同時に事業としての確

性といふものもまた十分チェックをしなければな

らないのではないかといふに考えておりま

す。先生御指摘のよう、その実施主体につきま

しては、商工会議所みずからが行う場合と、

あまくそこの地域にいる小規模事業者がそれなりに公平に、こういう事業が行われてその恩恵を受けることが大事ですね。

そこで、商工会の中でも力の差がある。商工会の関係ではかなり違う。こんなに違う。そして、私どものような田舎の地方は本社がない、本社は東京にあって工場があるというところは我々の地域にはたくさんあるのです。そういうところは商工会議所にも入つておらない、しかしそういう工場や会社はその地域の中心なんですね。こういう問題が出てまいります。そうすると、会員ではないということを考えますと、全体の視野でこの事業を見ることはなかなか難しい、商工会単位、商工会議所単位で物を見ると。私は、むしろそういう意味では、この事業は市町村がやつた方が小規模事業者全体をちゃんと見てやれるんじゃないかと正直言つて思つてているのです。しかし、もう法案が提案されている以上、それはできない仕事かもしれない。しかし、だからおかつ私が申し上げたいのは、そういう力の差があつたり問題があつたりすることを埋め合わせるだけの努力を今後しつかりやれるのかということについて、保証できるような体制があるかどうか、これはしつかり御答弁いただきたいと思います。

○井出政府委員 御指摘いただきましたよな小さな商工会あるいは隣接する商工会議所、商工会との間にうまい連携があるかどうかかということがあります。そこで一つの行政区内になつてございます。こういふことを考えていきますと、今後いろいろな事業を行なう場合、問題が起きるかなという心配をいたします。というのは、商工会議所がやつてている地域は大体町の中心地域を区域としてございます。

○井出政府委員 基盤施設事業としての適格性

としては、まずその事業としての適格性といふのが非常に大きなポイントにならうかと思います。

同時に、事業の適格性と同時に事業としての確

性といふものもまた十分チェックをしなければな

らないのではないかといふに考えておりま

す。先生御指摘のよう、その実施主体につきま

しては、商工会議所みずからが行う場合と、

○井出政府委員 基盤施設事業の実施に当たりま

しては、まずその事業としての適格性といふのが非常に大きなポイントにならうかと思います。

同時に、事業の適格性と同時に事業としての確

性といふものもまた十分チェックをしなければな

らないのではないかといふに考えておりま

す。先生御指摘のよう、その実施主体につきま

しては、商工会議所みずからが行う場合と、

○井出政府委員 基盤施設事業としての適格性

としては、まずその事業としての適格性といふのが非常に大きなポイントにならうかと思います。

同時に、事業の適格性と同時に事業としての確

性といふものもまた十分チェックをしなければな

らないのではないかといふに考えておりま

す。しかし定規に全部切られたのでは、とてもじゃないが金融機関と同じじゃないかという意見も強いのです。実際はそれを救済する意味の信用保証制度でございますので、その辺を補完する役

○森國務大臣 政府いたしましては、信用補完制度の円滑な実施を進めてまいりますために、中小企業信用保険公庫に対しまして毎年出資を行いますとともに、信用保証協会の経営基盤の強化を図るために、都道府県等に出捐の呼び水になりますように信用保証協会基金補助金を毎年交付をしている御承知のとおりだと思います。この五年度の予算におきましても、中小企業

用保険公庫に対しまして出資を百九十五億円確保いたしております。信用保証協会基金補助金につきましても二十七億円を措置をいたしておりまます。さらに、この十三日に決定されました総合的な経済対策におきましても、信用保証協会の保証つき融資を拡大するなどのために、中小企業信用保険公庫への出資を行うことも予定をいたしております。

今後とも、今委員から御指摘がございましたように、そうした心配がないように、中小企業信用保険公庫、信用保証協会の経営基盤の強化を図つてしまいたい、このよう考へております。

なお、残余のことにつきましては、中小企業のいわゆる金融の実態を見ておられますので、事務当局からお答えをさせていただきます。

○閩政府委員　先生お尋ねの三点のうち、第二点は今大臣から御答弁申し上げました。第一点と第三点についてお答え申し上げたいと思います。

今回の引き上げの理由でございますけれども、実は、前回昭和六十三年度に引き上げをいたしました。それから五年間を経過いたしまして実際に保証の状況を見てまいりますと、上限に張りついでいる企業の割合がだんだんふえてきておりまして、そろそろ限度を引き上げなければいけないか

なという時代になつたというのが一つでございまして、その方々から、限度の引き上げについての要望も大変強くなつておるわけでございます。第三点は、最近の景気低迷下で中小企業の方々の信用力、担保力が低下するという事態からこういった信用保証につきましての制度の充実が必要である。こういったような考え方からお願いをいたしておりますのでございまして、普通保険につきましては一億二千万から二億といったような形、それから無担保保険につきましては千五百万円から二千万円、特別小口保険につきましては四百五十万円から五百万円に引き上げるという形で、現下の中小企業の皆様の御要望にこたえ得る内容になつてゐるのではないかと考えておりますのでござります。

それから第三点でござりますけれども、保証協会の業務が中小企業の信用力、担保力を補完するということによりまして金融機関からの資金調達の円滑化を図ることが目的でございまして、あくまでも中小企業の方々の立場に立つた運用に心がけるべきことは先生の御指摘のとおりだと思っております。最近におきます景気の状況にかんがみまして、私どもでは昨年の三月末に緊急経済対策等が策定されました際に、一つは中小企業の皆さんの業種別、地域別の実態に十分配慮しつつ適時適切な保証を行うこと、また担保の徴求に当たつても経営の実情に応じ弾力的に行つよう、信用保証協会に対し通達を行いました。また昨年の暮れ十一月末にも同様の通達を出しまして、その後を図つたところでござります。各保証協会におきましては、この通達を受けまして先ほど申し上げましたような精神でやつていただいておると思ひますけれども、今後とも職員の一人一人の方々がこのような精神、中小企業の置かれた厳しい状況を認識しまして、中小企業の立場に立つたきめ細かな保証業務を行いますように、引き続き指導してまいりたいと考えておるところでござります。

○鈴木(久)委員 どうもありがとうございました。

○井上委員長 清水勇君。

○清水委員　両法案の中身に入る前に、一週間前でしたか、政府が策定をした新総合経済対策、その中身は両法案で提案をしている施策の趣旨と不思議な内容を持つていて、こういうふうに見ておられますので、初めてその点に触れて若干所感を述べながらお尋ねをしてまいりたい、こう思います。
率直に言つて月例報告などでは景況に明るい兆しが見えていた、時間がありませんから一々数字は私の方から挙げません。しかし、問題はGNPの大宗を占める個人消費あるいは設備投資が御承知のように依然として冷え切つてゐる。ですから今まででは、政府はさきに決まった予算は最善のものであると胸を張つて述べておられるわけでありますけれども、とても三・三%などという実質成長はおぼつかない。
実は予算編成の段階あるいはことしに入つて予算審議の過程で、どうも政府の景気の見方は甘いのではないか、こういうことを指摘をしながら我々は、例えば景気刺激、とりわけ消費マインドを刺激し消費を起こすという意味で大きなかぎりを握つていて所得税減税など四兆円規模の予算修訂正を求めたわけであります。どうも野党から言われてこれを取り入れるということは政府のこけんにかかるる、そんな気持ちがあつたかないかそれがはわかりませんが、そういうつまらないメンツにこだわつて結局原案どおり予算を通してはみたけれども依然として申し上げたような深刻な冷え込みが続いている、そこでこの際十三兆円規模の景気対策を追加をせざるを得ない、こういうはめになつたのではないかといふに見ておられます。しかしそれども依然として申し上げたような深刻な不思議な内容を持つていて、通常国会中に補正を組むなどという前例は私の記憶ではない、ある意味で政府の景気対策についての不見識というものを立証したような格好なので、はないのか、こういうふうに思われるを得ないわけであります。その辺について、経済閣僚の雄たる森通産大臣の所信をまず承つておきたいと思ひます。

当초予算を審議をしておりますその中で、予算委員会の審議中にもう既に追加的な景気対策を次にまとめなければならぬというのは、確かに異例なことかもしれません。そういう意味では、清水さん先ほどおっしゃいましたように、野党からいふと与党はメンツがあるだろう、こうおっしゃいましたが、そういうメンツとかそういうことではなくて、やはり実体経済というものをよく見て経済対策、景気対策を打つていかなければならぬという、非常に素直なまじめな自由民主党政府の態度だった、私はこう思つております。また、そのために二十二年ぶりに年度内に予算が成立したといふことは、これはまさに与野党ともにこの景気に対して深刻に議論をし、そして現況を受けとめていたそのあらわれだらうと思います。私がアメリカに先般参りましたときも、向こうの閣僚なども、年度内に成立したそですねということについては大変やはり評価をしておられました。ということは、日本の国会のあり方、そういう面から見ましても、単に予算を修正すれば、修正しただけまた時間がかかったり、またいろいろな手続になつてくるわけですから、まずは年度内に予算を通していただくということがやはり大事だったと思いまして、そういう意味で社会党初め野党の皆さんとの御協力、御見識に心から敬意を表して感謝も申し上げたい、私はこう思つているところでござります。

すかという」となる。赤字国債を出してもやれ

いただきたい、こう思います

をしております。私はかなり積極的でございまして、作平弘が党の改選会長をハサしておけばしな

できるだけ早く補正予算を組んで、そして国会でお願いをしていただきたい」ということも党の関係者にも今申し上げ、予算委員長にも昨日私お目にかかるてお願いを申し上げているところでござります。

○長瀬政府委員 あとの見通しについては経企庁から……。
ただいま清水先生から御指摘を賜りましたよう
お答えいたします。

あるいは民間が生々は「ら」と企業が営みを勧かしてくれるということがやはり大事でございまので、まあどちらが効果があるかということです。今回の新たな、従来の公共事業にプラスしてもつと幅広くいろいろなところに波及するような、そういう景気対策を踏まえた、新しい社会資本の整備という立場でこうした予算措置をしたものでございまし、もう一つ、柱はやはり貿易のインバランスをどうしても解消しなきやなりませんので、外国の製品が日本に輸出がしやすい、日本からいえば輸入がしやすい、そういう市場といいましょうかマーケティングのチャンス、ビジネスのチャンスをつくり上げていくことがやはり大きな柱。それからもう一つは、今いろいろと、

エコノミストあるいは平素自民党を支持する立場にある各業界、一々申し上げません、期せずして一致していることは、今度の対策に所得税減税が盛り込まれていないことはまさに画竜点睛を欠く、こういう指摘をされている。民間調査機関のこととは、政府は二・六%と言っているけれども、恐らくは実質で一%程度のプラス要因にしかならないのじやないか、到底三・三%は無理であって、今年度実質成長二%そこそこにとどまりはしないか、こう言つているわけですね。

そういうことを思うと、例えは平成四年度についても大幅な下方修正をして一・六%，しかし今や一%すらあるいは割り込みやしないか、こういうことが懸念されているのです。そういうことを

きょう御審議もいただいておりますように、中小企業に対してもいわゆる景気対策を組ませていたう、この三つの柱でこの景気対策を組ませていただけでございます。

ただ、確かにおっしゃるとおり、やはり決め手は所得税減税じやないだろかとうお気持ちちはも思ひ合わせると、やはりこの際は消費マインドを刺激をし、個人消費を喚起をする、こういう政策を選択しなければ、例え金融対策を緩和をして設備投資を促そうとしても、物が売れないところに設備投資が起こるわけがない。

したがつて私は、くどいようですかれども、單

私にも理解はできますが、そうなればやはり財源の問題ということになつてまいりますから、この点につきましては、今与野党間におきまして、今会期中に引き続き協議を続けていくということで了解されているというふうに伺っておりますので、その推移を見守つてまいりたい、こう考えております。

○清水委員 今大臣は素直な気持ちで云々という言葉を述べておられるわけですが、実は素直な方は野党側でありますし、いみじくも二十二年ぶりと今述べておられるように、この深刻な不況にどう対応するか、そういう意味で思い切った決断をして予算の年度内成立にいわば賛意を表する、こういう態度をとったことは記憶にとどめておいて

に見守るなどというような消極的な姿勢ではなくて、大臣も責任ある経済閣僚としてこの深刻な事態をどうするかという立場に立つて、所得減税等についても閣議等で思い切った所信を披瀝をしてもらいたい。どうもここまで来ると、所得減税は必要かなと思うこともござりますなんて、そんな後ろ向きのことを言つておられるのじやなしに、私はそうやるべきではないか。まあ大臣の所信なり、経企庁からもおいででありましょうから、見解を承つておきたい、こう思います。

○森国務大臣 経企庁がお答えをする前に私から……。

素直に、積極的にという、これはまた清水さんの私に対するお励ましだと、こう思つて大変恐縮

で、私はどちらかといえば極めて積極的な対応をとつておるつもりでござります。ただ、減税につきましても、そういうお気持ちはよくわかつておりますが、先ほど申し上げましたように、これは与野党間の協議ということです。さいますから、それを見守るということは決して私は後ろ向きなことはないわけでありまして、そういう必要に応じたという、与野党間で十二分にその御議論をしていただきたいし、そのことがまとまる前に、景気が動いているわけでありますから、やはりそれを補完的にきちつきひとつ手打っておくことが必要だろう、こう思つております。

したがつて、今回の新しい景気対策についても

ならぬといふことで、在庫調整とかどううかとかはかばかしくないとか、あるいは鉱工業生産指標もよくないとか、そういうような数字から、もつと波及的な効果があるものをいふことで、実はこの新しい社会資本などを中心にした事業を党において頼りをしてまとめていただいたものでございまして

既に、現在一部には回復の兆し、このような動きも見られるところでござりますけれども、何分にも今回の景気の後退は、循環的な要因のはばかりでなく崩壊に伴います影響というものがございまして、御指摘のように依然として低迷している、いまだ予断を許さない状況にあることは私どもそのように認識をいたしております。

〔委員長退席 安田範（委員長代理着席）〕

したがって、今回の新しい景気対策についても

質成長率につきましても達成可能なものではない

か、このように考えているところでござります。特に、消費について御指摘をいただいたわけでござりますけれども、特に昨年度を中心といたしまして消費の低迷は、一つには時間外手当の減少に伴います所得の低下と、いま一つは所得の中からどれだけ消費に振り向けるかという消費性向の低下ということがあった、このように思うわけでありますけれども、平成五年度を展望いたしますと、徐々に所定外労働時間の下げどまりという状況が生まれ、やがてこれが所定外労働の増加に結びつくというような所得面の要因、それから消費性向という面からいたしましても、株式市場の動向等を見ましても逆資産効果の影響といふものが次第に薄れていくということをございますとか、あるいは長期にわたります家計部門のストック調整も徐々に緩んでいくということでありますとか、あるいは消費者のマインドも次第に好転をしていくことが考えられるということでござりますとか、あるいは長期にわたります家計部門のストック調整も徐々に緩んでいくということでありますとか、あるいは消費者のマインドも次第に好転をしていくことが考えられるということで、そういうことがらいたしますと、個人消費の足を引っ張つております要因というのが徐々に解消していく、このように思われるわけでござります。そういう中でありますと、所得税減税の問題についての御指摘を賜つたわけでありますが、この点につきましては通産大臣からただいま御答弁があつたとおりと考えております。

いうが姿としてははつきり映つてこない。ですから、土木を中心としたいわばハード型の公共事業が中心である。しかし、今度この新社会資本整備なるものに着目をしたという意味は、従来のハード型を転換するというよつたそういう発想もあるのかな、結構なことだな、こう思つてはいるわけであります、その辺はどうなのか。

加えて、今回限りの一過性のものでは非常に意味が薄いわけですから、これが来年度予算に連動をされるのかどうか。

またもう一つは、今度の対策の展開を通じて、対策ということは新社会資本整備という点で聞いているわけですけれども、要するに、どれほど中小企業対策という面で波及効果が期待できるのか、期待しているのか。この辺、できればかいづまんでお答えをいただきたい。

○森國務大臣　かいづまんで申し上げますにはちょっと項目が多くきて、お許しをいただきたいのですが、いわゆる新社会資本という言葉につきましては、これは厳格な定義がまだございません。そこで、御承知のように、この予算を、予算といいますか景気対策をまとめましたときには、党の方は新しい社会資本ときちと書いてございまして、これを新設するが、政府の方はいろいろな意見もござりますし、各省またさまざま、端的に言えば、この考え方がいけそうだということになりますとどんどん入ってきますとかいろいろありますと、これを新しい社会資本と位置づけられるのかなという意見もあつたのですから、そういう意味では、これは経企庁が社会資本の新たな展開というようになつていただきました。そういう意味で、具体的な数字、どこにどれだけ入ったのかということを申し上げることはなかなか困難でございますが、全体の中にもう少し思想、考え方を織り込んであるといふふうにぜひ御理解をいただきたいと思うので

社会資本整備に関する新たな考え方を示されたということは大変大きな意味がある、このように考えております。

それからまた、従来から整備を進めるべきであつたという主張をしてまいりました研究開発施設や文教施設あるいは医療・福祉関係の施設の整備につきましては、前回の対策の二倍になつておりますので、これが五千五百億から一兆一千五百億円という規模に確保されておりますし、特に自治省が大変努力をしてくれまして、地方単独事業にこの種のものが随分織り込まれておりますので、これもお調べいただければ、また別に資料をお持ちしてもいいぐらい、よく村田自治大臣の方で配慮をしていただいたわけでございます。そんな意味でございまして、まずこの額を具体的に明示はできませんでしたけれども、今回の公共事業というものはかなりこの種のものが多く含まれていて、このように御理解をいただきたいと思います。

そこで、それじゃ公共が少し土木からこっちへ変わるものか、シフトが変わるものかということのお尋ねでございますが、確かに從来はどちらかといいますと施設が一で土木の方が六か七というような数字は大体ずっと見ておりますとそうなつておりますが、これは一つには、私が言うべきことじやないのでしようけれども、どうしてもやはり施設の方に金を回しますと、公共ですから、そうすれば人も人件費もかかる、あるいはそれに伴う設備が必要、そのためのまた経費がかかるということで、どちらかというと確かにそこについては消極的だつたと私は思います。しかし、だからこそそれをやることが景気がすその広い幅広い分野に及ぶということでござりますから、今回はそこにウエートを置いたわけですが、今後これを変えるのかということの議論というのはまだ起きているわけではございませんし、まだまだ道路、港湾その他基盤整備等々、公共土木をやらなければならぬ仕事はたくさんあるわけでござりますから、これはこれからまた論議でしようが、道路

などは既に五ヵ年計画ということで定められておるわけでございますから、そこからとつてきてばかりへ持っていくということの考え方私ははないだろうと思います。

さて、それでは次、来年はどうなのかということであります。これは、新しい社会資本整備をすりということは、景気回復ということもございますが、もう一つはやはり生活大国を実現していくということ、それから世の中の変化に、さまざまな変化がありますから、それに対応して社会資本を整えていくということをございますから、清水先生にも随分御苦労いただき、お手伝いをいただいております。例えば新幹線なんというのも、私は本来は、道路が公共でできるのなら電車を走らせる道が何で公共じゃないのかな、こういう議論が出てくるわけでありますから、こういうことも含めて、これは井出さんも御关心があるし山本さんも大変御関心のあるテーマでありますから、私はこういうことは大いに与野党で論議をしていただきたいな、これは政府の立場で言うべきじやないのしようけれども、整備新幹線促進議員連盟会長という立場もございますから、そんなことも私は、日本の新しい社会資本というものを十分考えていく、そういう場を設けていかなければならぬだろうな、こう思っているわけでございまして、またぜひいろいろな意味で御指導を賜りたい、こう考えております。

○清水委員　だんだん時間がなくなつてしまいましてから、少し本題に入つていただきたいと思うのですが、その前に、今言われた自治省関係とか文部省関係の資料がありましたら届けてくれるようにお願いをいたします。

さて、今度の法案による施策を通じ、あるいは対策を通じて、深刻な資金繰りにあえいでいる中小企業、その信用保証の弾力化を図る、このことはかねて我が党が政府に対しそうすべきであるということを訴えてきた経過から見て、おおむねその内容を評価したいという気持ちでございます。

そこで、大蔵省來ていますか。——きょう大蔵

そういう話がありましたが、実際は保証つきの融資というものは、第一にリスクがない、いわゆるコストもかららない、だから当然のこととして保証つき融資についての金利といふものは引き下げられて当たり前とだれもが思つてゐるわけですが、都銀、地銀、信金等々を見てくると、特に都銀あたりに問題を感じざるを得ないわけですけれども、私の見てゐるところでは、せいぜい〇・三%程度しか下げていないんじゃないのか。これはちょっとひどいんじゃないか。私は数年前、円高不況の折だったと思いますが、予算委員会で銀行局長にこの点をただしたことがあるのですが、積極的に指導いたしましたと言つておられましたが、どうも改善されていない。そこで、大蔵省銀行局としては保証つき融資についてできるだけ金利を下げる、〇・七%くらい下げたつていんじゃないのか、せめて当面〇・五くらいは下げるべきである、こう思つてゐるわけでありますか、いかがでしょう。

○壇崎説明員　お答えいたします。

今先生御指摘のとおりでございまして、金融機関が信用保証協会の保証つきで貸し出しを行う、こういう場合には、保証つきでない貸し出しに比べると当然のことながら貸し出しリスクが回避されます。また、担保の管理ですか処分費用がかからない、その負担が軽減される、さらには貸し出しに当たりまして金融機関の場合には信用調査を行なうわけでございますが、その信用調査も簡便化できる、こういったことが考えられるわけでござります。したがいまして、保証つき貸出金利につきましては通常の貸し出しに比べれば当然金利が下がつてしまふべきである、こう私どもを考えておりますと、従来から各金融機関に対しましてはその引き下げを極力行なうように、こう指導してまいつたところでござります。

現在のこういう経済情勢でもござりますし、引き続きこの点、各金融機関に徹底してまいりたい、こう考えております。

けですから、しかし都銀は、銀行局の言うことを聞くのか聞かないのか、なかなか改善されない。ですから、これは大臣から大蔵大臣にも話をしてもらって、少なくとも課長が今言つたとおりのことを実行に移されるようにしかと指導をしろといふようなことを言つていただきたい。よろしいですか。

○森国務大臣 これは絶えず、この国会が始まりますからも大蔵大臣には正式な会合でも、あるいはまた個別的に、そうした指導のお願いをいたしておりますし、さらにまた大蔵大臣によく申し上げておきたいと思います。

○清水委員 さて、今度の対策絡みの話でもありますけれども、政府系中小企業金融機関に低利の運転資金貸付制度というものを創設する、これは結構なことだと思います。また、下請中小企業や円高の影響特にきのうはついに百十円二千五錢、けさのワシントンからのレポートをテレビで聞いておりましたら、さらに円高が加速をするのではないか、ドル安の状況は続くのではないか、こう言つているわけでありますから、そうした影響を受ける事業者に緊急経営支援特別貸付枠を設ける、これも結構なことだと思います。

さてそこで、ちょっとただしておきたいのですが、最近親企業がリストラ、リストラといつてあれこれのしわ寄せを下請に及ぼす、こういう傾向が要つております。そこで、この貸付枠というものはそうした下請事業者等にも対象として適用されるべきものではないかと思うのであります、いかがですか。

○桑原政府委員 御指摘のとおりでございます。今回の総合経済対策におきまして、緊急経営支援貸し付けを充実するという一環いたしまして、下請あるいは円高で影響を受ける企業に別枠で制度を設けるということにしたわけでござりますが、いかがですか。

○清水委員 次に、最近の経済をめぐる環境の深刻化というようなものを反映して、返済猶予を求める件数が激増していると承知をしているわけであります。そういう状況に対して、既往の借り入れ返済のための新規の融資制度、これを新たに策化される。ただ、この場合に、よく事情のみ込んでいない中小企業者の間には、新規の借り入れに伴う担保などというようなことを言われたつてないよ、こういう懸念がある。弾力的な運用といふのは、例えば担保力のないような中小企業者に対するどのように適用されるのか。難しいことと言われるならば、むしろ返済を繰り延べしてもらった方がいいというような認識もなしとはしない。この辺はいかがでしよう。

○桑原政府委員 既往の高金利による貸付債務残高を有しておりますので、赤字の企業である、そういう非常に困っている企業に対して、今回、返済資金緊急融資制度というものを設けることにしたわけをございます。

御指摘のとおり、こうして困っている中小企業でござりますから、担保もない、あるいは非常に少ないというような状況にあるところが多いのではないかと我々も思っております。したがいまして、この返済資金を融資するに際しまして、担保微求につきましても、個別企業の実情に応じてでござりますけれども、普通に新たに金を借りるというときに比べますと、格段に弾力的な形で取り扱いをしていきたいというふうに考えております。

○清水委員 弾力的に取り扱うという意味は、場合によれば、担保力がない企業の場合には、担保がなくともどういうところまで考えておられるということですか。

○桑原政府委員 具体的にはこれからいろいろ検討さしていただきたいと思いますが、御指摘のようない点も踏まえてこれから具体的な制度として形づくりていきたいと思っております。

度末、全国五十二協会の保有する求償債権は四万件、一兆二千九百億円というふうに報告をされている。これは平成四年以降もいわゆる代弁が急増をしているというふうに認識をしており、これにかかる回収額あるいは回収率は年々落ち込んでいるのではないかというふうに思います。
さてそこで、第一線の協会業務の円滑な推進を図るために、政府としては、例えば公庫へ出資金を思い切ってふやす、今度の予算で百九十億オーダーの増資というものがありますし、また各協会に対する補助、加えて地方公共団体にも出捐金などで協力を求めるといったような一連のてこ入れが行われないと、これは大変な事態になりはしないか、こう思います。
また同時に、第一線の協会の皆さんに伺うと、いわゆる信用保証の弾力化ということことで、できるだけ中小企業者の切ないニーズにこたえるよう付保をする、どんどん拡大をしていくわけありますが、さてこれが二、三年先になつていよいよ返済をめぐって心配が起らなければならないか、こういう懸念があるわけでありまして、現状をどうするかということと相まって、将来にわたってのフォローをどうするか、こういう点が大変大事なことだというふうに私は思うのですが、いかがでしょう。

○桑原政府委員 御指摘のとおり、現在各保証協会を通じまして代位弁済が急増しておりますので、求償権も相当ふえてきております。一方回収の方は、こうした経済状況でござりますのでかなりその額が減ってきておるのは事実でございます。しかし我々としては、こうした事態にありますても、厳しい状況にある中小企業というものを考えまして、各信用保証協会が極力弾力的にいろいろな形で中小企業を助けていくようにということを言つております。その結果、先生御心配のように信用地保証協会の経営基盤というものが大丈夫であるかという懸念が出てくるわけでございますけれども、我々としては、從来から國の補助等々を通じ

まして信用保証協会の経営基盤の強化に努めてきておりまして、ただいまのところは信用保証協会の経営基盤というものはしっかりとしているというふうに考えております。

今後一、三年後に現在いろいろやっているもの
のツケが出てきた場合にも大丈夫かという御質問

ざいましたし、これからも非常に大きなものだと私ども確信をいたしております。特に先生が御指導の点にさらに一つづけ加えさせていただければ、地域経済におきましてはもうほとんど小規模企業は主役と言つても過言ではないわけでござります。

そこで、私どももいたしましては、従来から業に当たりましての資金についての貸付制度用でありますとか、あるいは本日も御審議をいたしておりますが、信用保険制度の中で新事業開拓保険といつたものを設けておりますし、本年度におきましても、今回御審議いたしております、まさにそのことに対する法律を、即ち

すと、いろいろな要因はあります。ありますか？ 例えは後継者がない、従業員が得られない、先行きの見通しも立たないなどがある。う決断をせざるを得ない、こういうケースがある。小規模といえどもその事業に魅力があれば、おのずから後継者も得られるし、従業員も集まる。だから後継者をつけれるのが、これで何ひとつない。

○清水委員 次に、いわゆる小規模事業者支援法
絡みのお尋ねをしてまいりたいと思います。
萩迎に説法ですから、そんなことを言う必要は
ちつともないのですけれども、今日の日本経済を
支え、その発展に寄与、貢献をしてきた中小企業
なかんずく全事業所の八割を占める小規模事業者
の果たした役割というのは非常に大きい、私はそ
う思っているわけですが、そうした中で
近来さまざまな要因を背景にしながら、とりわけ
小規模事業者の衰退ということが懸念をされてい
る。小規模事業者が趨勢として衰退していくとい
う後とも信用保証協会の經營基盤のために我々も
努力いたしますことによりましてその辺に問題が
起きないように対処していきたいと思っておりま
す。

一方、そういう中で御指摘のように廃業率が開業率を上回るという状況、したがって小規模企業の数が御指摘のように減少しているということをございまして、これは我が国経済の活力といふ点からも、地域経済という点からも極めて懸念される事態であると考えておるわけでござります。

そこで私どもは、なぜこういう事態になつたかということをございますが、新たな開業を進めることが可能になるような諸環境の変化、これは時代とともにさまざまな可能性をまだ秘めているのではないかと考えております。例えば最近におきます高齢化社会でありますとか女性の社会進出といったようなことでいろいろなニーズも出てまいります。あるいは消費者の需要もいろいろ変わっているところで、そこに新しいニーズが出てまいります。あるいはまた技術革新が進むということ

この小規模企業の支援に関する法律案が幸いして御認いいただきますならば、この計画に従いまして地域の 小規模企業の方が新たな事業展開をする るには創業なさる場合のいろいろなお手伝いができると考えておりますし、また中小企業設備近代化資金制度、設備貸与制度というのがござりますが、これにつきましても今年度から創業枠といふのを設けることについたしてはるわけでござります。また、中小企業事業団が行います共同施設につきましても、この対象としてそいつた今回の法律に基づく事業を加えようというようなことで、さまざまな努力によりまして、そいつた実際の潜在的な御希望がありながら、求められる現當資源が高いためなかなか開業できないといったような問題について、できる限りのお手伝いを益化してまいりたいと考えておるところでございま

から、とんでもないのな、これが何としも、一番の課題だろう、こう思うわけでございまる。その点、人材確保とのかかわりでどのような認識と対応を考えておられるか承りたい。

○**岡政府委員** 御指摘のとおり、優秀な人材の確保あるいは後継者の確保ということが、先ほど来御説明申し上げております創業でありますとか事業の継続という観点から極めて重要な課題だと考えておるわけでござります。

そこで、最近はちょっと景気の状況もございましてそういうふた人手が得られないといったような問題はやや減少しているやに伺っておりますけれども、中長期的に考えますと、これから生産年齢人口の構造的減少といったようなことを考えます場合に、この問題は将来にわたっても極めて重要な問題だと思っております。

うことは、日本経済の上にいわば暗影を投げかけられるというようなことになるわけでありますから、その点では例えば平成元年から三カ年間、まだブル崩壊といいうものが本格化しない以前の段階で倒産や廃業絡みで十九万事業所が減っているということは非常に深刻だと思います。

特に最近の趨勢は廃業が開業を上回る、こういう状況でありますし、流通やサービス、つまり卸小売、飲食店等々を見てまいりますと、昭和六十年以来の五カ年間に実に九・六%もその事業所が減っている。要因はいろいろあると思いますが、スーパーだと大型店の影響もありましょう。いずれにしても、この辺のところをどう見ているのかお聞かせいただきたい。

で、その技術を活用した新たなビジネスというのも出てまいりましようし、また国際化の進展等ありますとかあるいは資源エネルギーの制約といったことの中に新たなビジネスチャンスといふことも実はあり得ると思つております。また、これらを事業化したいと考えております、いわゆる企業家精神も旺盛なものが結構あるのではないかと私どもは考えておるわけでございます。
しかば、なぜなかなか開業が進まないかといふことでございますが、新たに開業いたすに当たっては、まず必要とされる経営資源が非常に高度化しておる。資金におきましても、技術におきましても、また労働力におきましても、そういういた求められる経営資源が非常に高度なものになりつつある。

○清水委員 さてそこで、中小企業庁が、今長官としておられるわけでありますから、調査なくしては言われるような発想でいろいろな資料等々をまとめておられるわけですが、調査なくしては策なしという発想でさまざまな調査もなさつておられる。「平成四年小規模企業総合実態調査」、こういう調査によりますと、「小規模事業者が考える成長の条件」というくだりで、「地域全体の振興」「発展」を「八・七%」の事業者が求めておられる。これはこれでよく理解ができるわけなんですが、同時に私が着目をするといふか注目をしたて思つてゐるのは、「十分な労働力の確保」「優秀な後継者の育成」「従業員の質の向上」といういふ人材確保にかかる、トータルをして三八

そこで私とも引きまなか努力がたり得るかと思つておりますが、おつしやるようには、一つは職場、これをつくることが非常に大事でございます。これは大企業などに比べて、本人の、働く力ある職場、これをつくることが非常に大事でございます。これは経営者の方にもいろいろ考えていただかなければなりません。私はもサインいたしましては、そういうふた網点から中小企業労働力確保法というのがございまして、この法律に基づきまして、労働時間の短縮化でありますとか、職場環境の改善でありますとか、福利厚生の充実でありますとか、募集方法の改善でありますとか、これらの中企業を

〔委員長退席、安田（範）委員長代理着席〕
○閣政府委員 先生御指摘のとおり、中小企業の
我が国経済に占める位置は極めて大きなもので、

る、そこでなかなか開業ができないというような
事情にあるのではないかと考えておるわけでござ
ります。

王%という数字が出ている。これは大変大事なことではないかと思つておるわけです。

といふたゞことについてそれを何とかしておきまつりの皆様が取り組まれる場合にこれを手伝いする施策を展開いたしております、今日段階で約

百七十の団体がもうこれを適用していただきおるわけでございます。

いう観点から、人材の育成、研修ということがまた極めて重要な課題ではないかと思つております。これは先生御案内の中小企業大学校等による研修あるいは都道府県による研修のほかに、商工會議所、商工会等々におきましてもさまざまなもので研修の事業もやっていただいておるわけでござります。これからはこういった事業もさらに拡充します。

をし、構造的に非常に深刻化すると思われます。秀な人材の確保ということについて中小企業の方々が取り組まれる場合に私どもがお手伝いする施策を拡充してまいりたいと考えているところでござります。

○清水委員 さて、全国商工会連合会の辛島専務もお越しであります、長野県の場合を十分御認識だと思うのですが、百余りの商工会がある。一番小さいのは会員三十二人、会員が百人以下とい

うところも一十数りある。加えて、それぞれが事務局長以下経営指導員、職員、御苦労いただいておりますが、何といつたつてスタッフが余りにも少ない。そこで、そういう弱点をフォローする意

味で、長野県連の場合には四つの支所を設け、郡単位に支部を設け、十八の商工指導センターを置いて、広域的な指導等を行うことによつて効果のある商工会活動の展開を図つてゐる。

そこで、基盤整備と称するさまざまな共同事業を今度の法律を通じてやろうというのでありますけれども、力の弱い商工会という部隊だけではこれはどうにもならない、広域指導という立場に立つていかなければと思つたのです。されば、必然的に

立ってもなかなか見つかりません。心から喜んでお世話になり、町なり村なり地方公共団体との提携を通じて村おこし、町づくりといったものを、これは推進せきりを得ない。だから、その限りにおいては通産省は自治省などとも深く連携をとりながら、末端自治体における、自治体地域におけるそうした基盤整備事業が円滑に促進されるような行政上の配慮をも払つて商工会活動をフォローするということがあ

なければならぬ。そのためには商工会が小ぢいところは過疎化が進んでいて、村の財政も御存知のように非常に弱いわけですよ。商工会などと、言つてみても、何人もスタッフがない。そこであれもやれ、これもやれと言つたってなかなかででききない。ですから、例えば地域振興に当たるとかそういう立場に立つ専門職を配置してもらう、これは商工会に配置してもいいと思うけれども、いずれにしても、そういうものに対する助成、財政的にも心配をするといったような血の通つた手だけが講じられないから、幾ら法律をつくつたって、これは絵にかないかたちで終わってしまうのじやないかという懸念が一つ。

で計画づくりをするとか、そういう新しい予算を認めさせていただいたり、あるいは地域振興プログラムをつくるとか、そういう予算も認めていたんだまつたり、また事務局長の数を、今まででは五十人くらいずつしが増加していなかつたのですが、それを二百にふやしていただき、そういうようなことをやってきましたので、これらの予算を活用しあがらううまくリードしていくかと思つて次々とお答えしていきます。

る本来のサービスという点に会議所の業務からエートを置かれるというようなことは当然なことだと思うのですね。ですから、こういう点について会議所としてはどのようになさるうと考えられているか。

それから、ついでに、これは大臣に聞いた方ばかりもせんが、指導員等の人事費の補助が打ち切られて一般財源化をされる。言うまでもなく、自治省との間で相談があつたのでありますけれども、都道府県にはそれぞれ自主権があるわけですから、通産から簡単に言われたからといって、いわゆる公務員並みの給与が将来にわたって不安なく保障されていくのか、どうしてこの点がひつかかるのですから、その点をお聞きをして、私の質問を終わることにいたします。

○清水委員 質疑の時間が終了いたしましたと
う紙を今もらいましたが、委員長のお許しをいた
だいて、あと一問だけさせていただきたいと申
います。

せつからく日商から谷村専務もおいでをいただい
ておりますから、石川会頭絡みの話はさつき同僚
委員がなさつておりましたから、専務の胸にしきと反映
していただくように私からも希望を申し上げてお
きます。

さて、そこで、組織率を見てみると、商工会頭
係は六四・八%、まあまあと思われるわけであります。

○谷村参考人 今御指摘の点の中で組織率のお話をございました。大変貴重な御指摘で、我々としても組織率を高めていくことが目下の最大の課題だと思っておりますが、それを眺めてみますと、都市規模が大きくなりますほど組織率が低くなっているというのが実態だらうと思います。これは実は大都市ほど業種別の組合とかその他のいろいろな商店街組合等は組合単位で商工会議所に入っているというような実情もござりますので、概に都市部の組織率が悪いということは言えませんが、御指摘のように、今後この組織率を上げていくことが我々に課せられた非常に大きな

ますか。会議所関係は三・二・八%という数字をどうだいをしております。特に商工会議所関係でいうと、三分の一が会議所地区で未加入、未組織といふことになつております。私が推察するところでは、その大半は小規模事業者ではないか。長野県下の場合などは土地柄もありまして、割合に規模の会員も会議所に入っておりますけれども、この数字から見ますと、趨勢としてはそういう感じやないか。その場合に、この法律を通じてどう会議所として支援をするかと言つても、いわゆるアウトサイダーに多い小規模事業者への積極的なサービスということよりも、会員事業者に対する

な課題だと存じております。
ただ、現実の商工会議所の全国の会員総数はおかけさまで現在百五十万企業が加入いたしておりまして、その中で中小企業が約百三十七万企業これは九一・三%でございます。その中でさらに小規模事業者が百十六万ということで、七七・四%、八割弱のものが商工会議所では小規模事業者が会員となっておるという実態にあることもわせて御報告申し上げたいと思います。

(安田範)委員長代理退席、委員長着席

○関政府委員　先生お尋ねの第一の点でござりますが、今年度から三年計画で単会の指導員の人件費

費の一般財源化ということをお願いいたしております。まして、今年度はその初年度ということで十分の一につきまして一般財源化をお願いいたしておるところでございます。今後におきましても、この

結果として、私どもとしては小規模企業対策に後退があってはならない、また指導員の待遇等について後退があつてはならないということを考えておおりまして、この予算編成の過程で累次にわたりまして都道府県、知事会等にも御説明し、また治省とも十分打ち合わせをさせていただいておりまして、そういう御懸念がないように今後とも最大限の努力をしてまいりたいと思つております。それでござります。

○清水委員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○井上委員長 午後零時四十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

げを抜本的に行なうことがいよいよ重要な課題になつてきただのではないかと思ひます、大臣はいかがお考えでしようか。

○森国務大臣 今回の日米首脳会談、小沢委員は日本の大統領は日本の景気対策に対し評価をしていないということをございましたが、伝えられてゐるのとでは、恐らく御承知のことでおしゃつておられるのだと思ひますが、少なくとも私もあのG-7のときにベンツエン財務長官あるいはクリストファー・国務長官御一緒のときもございましたが、大変評価をしてくださつております。日米ともに協力をして、そして世界の平和、繁栄あるいは経済の発展のために努力し合おうといふことでお互ひに確認をしておられるわけでござりますので、御承知だと思いますが、委員からおつしやつたこと、そのまま黙つておりますと認めることになりますから、その分だけ最初にちょっと申し上げておきます。

大統領が、宮澤総理との会談の際には、為替の

通産省は輸出型中小企業地域を一応調査しておりますが、ここまで円高が急速に進んでくると、そういう地域や輸出関係大企業の下請中小などの状況について改めて調査する必要があるのではないか。どうか。

○閩政府委員 御案内のとおり、二月の第三週くらいから急速に円高が進んでおりまして、私どもはその時点で、輸出型の産地、これは具体的には輸出比率が二〇%以上、企業数が三十以上の産地を二十五ヶ所対象に調査をいたしましたことは御指摘のところでございます。その後、円高はさらに最近においてござまでは進んでおりますので、私どもとしておもに必要なに応じて、その状況、どういう影響が出てきているのか、またどういう対策が有効なのかといふことについては不斷に調査を続けることが必要だと考えておるところでございます。

○小沢(和)委員 そこで、まず中小企業信用保険法の改正案に關係する質問を幾つかいたしたいと思います。

適切な対応をなさざつて、先生今御指摘のようにいたしております。先生今御指摘のように、先般二月四日に公定歩合が引き下げられました際に、大蔵省から民間金融機関に対しまして金利引き下げなどの中小企業に対する金融の一層の円滑化について指導を行いましたことは、私どもの立場からも大変評価されるべきものと考えております。

当庁といいたしましては、その後それがどうなつておるかということにつきまして、政府系の金融機関へのアンケート調査等によりましてフォローいたしておりますところでございます。去る三月の中旬に調査いたしました結果によりますと、二月四日以降の短期金利がおおむね短期プライムレートの引き下げ幅に準じた形で引き下がっております。全体としては好ましい方向に向かっているのではないかと考えております。しかしながら、さうして、中小企業をめぐる金融情勢についてはこれからも注視をしてまいりたいと考えておるところで

○井上委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。小沢和秋君。

午後零時四十二分開議

話題にはこれは直接触れておられません。しかしながら、日米首脳会談後の記者会見で、貿易不均衡の是正につながるもの一つとして円高を挙げたということなどを背景として円高が進んでいるわけですが、いまして、ただし、この発言はこれまでの円高の推移について述べられたものでございまして、今後一段の円高を認められたものではないというふうに我々は推察をしております。

こうした思惑による急激な円高は、我が国経済が厳しい状況にある中でせっかくいい方向に向かいつつありますだけに、この景気回復の芽を摘んでしまうおそれがあるのではないかということで、強く憂慮をいたしております。円高が及ぼす悪影響に対しましては内需の拡大を図ること、ということがもう何よりも必要なことでございまして、そういう意味では一番の処方せんだと考へております。そのためにも今回の総額十三兆円を上回る新総合経済対策の早期実施が重要であります。このように考えておるところでございます。

○小沢(和)委員 今回の円高が始まつた直後に

今回の不況ほど市中銀行などの中小企業に対する貸し渋りが問題になつたことはありません。その改善を要請する通達も何回か出されておりました。本年に入つてからも、一月だったと思ひますが、大蔵省の通達が出されております。私は昨日関係者に、この二ヶ月ぐらいの間に幾らか改善書をお読みされたかどうかと問い合わせてみました。指導は行われているようですがほとんど変化はないとの回答がありました。実際はどういう指導がやられてきたか、今全体としてどういう状況にあるといふうにお考えか、お尋ねをいたします。

○閩政府委員 私どももいたしましては、民間金融機関の貸出残高の伸びが低下をしておりまして、その背景には企業の資金需要の低迷に加えて、その背景には、民間機関におきましても、バブル期になります過剰融資等の反省から、金融機関の審査基準が消極的になつておる例もあるのではないかとか、過度に消極的な融資姿勢に陥ることなく健全な経済活動に必要な資金を円滑に供給するよ

なお、先日決定されました総合経済対策の中で
も、「健全な経済活動に必要な資金の円滑な供給
を図るため、金融機関に対し、融資体制の強化を
要請する」とされておるところでござりますの
で、この措置の実効が上がるのことを期待をいたし
ておるところでございます。

○小沢(和)委員 銀行などの融資姿勢を何として
も改めさせなければなりませんが、そういう現状
があるだけに、政府系中小金融機関の役割は重大
だと思います。

十三日に決定された新総合経済対策に我が党の
主張してきた政策が幾つか織り込まれております。
「政府関係中小企業金融機関等に低利の中小企
業運転資金特別貸付制度等を創設する」、「緊急金
銭支援貸付制度の融資枠を拡大」する、「下請由
小企業や田高等の影響を被つておる中小企業に對
する特別枠を創設する」等と書いておりますが、
それぞれの規模など、概要について御説明ください。

○森國務大臣 今回の日米首脳会談、小沢委員は余りアメリカ大統領は日本の景気対策に対し評価をしていないということございましたが、伝えられているのとでは、恐らく御承知のことでおつしゃっておられるのだと思いますが、少なくとも、私もあのG-7のときにベンツエン財務長官あるいはクリストファー・国務長官御一緒のときもございましたが、大変評価をしてくださっております。日米ともに協力をして、そして世界の平和、繁栄、あるいは経済の発展のために努力し合おうというごとでお互いに確認をしておられるわけでございりますので、御承知だと思いますが、委員からおつしゃったこと、そのまま黙つておりますと認めしたことになりますから、その分だけ最初にちょっと申し上げておきます。

大統領が、宮澤総理との会談の際には、為替の話題にはこれは直接触れておられません。しかし、日米首脳会談後の記者会見で、貿易不均衡の是正につながるもの一つとして円高を挙げたということなどを背景として円高が進んでいるわけでございまして、ただし、この発言はこれまでの円高の推移について述べられたものでございまして、今後一段の円高を容認したものではないというふうに我々は推察をしております。

こうした思惑による激しい円高は、我が国経済が厳しい状況にある中でせっかくいい方向に向かいつつありますだけに、この景気回復の芽を摘む、というおそれがあるのではないかということで、強く憂慮をいたしております。円高が及ぼす悪影響に対しましては内需の拡大を図るということがもう何よりも必要なことでございまして、そういう意味では一番の処方せんだと考えおりまして、そのためにも今回の総額十三兆円を上回る新総合経済対策の早期実施が重要である。このように考えておるところでございます。

○小沢(和)委員 今回の円高が始まった直後に、

○森國務大臣 余りアメリカ大統領は日本の景気対策に対し評価をしていないということございましたが、大臣はいらっしゃってきたのではないかと思いますが、大臣はいかがお考えでしょうか。

○森國務大臣 今回の日米首脳会談、小沢委員は余りアメリカ大統領は日本の景気対策に対し評価をしていないということございましたが、伝えられているのとでは、恐らく御承知のことでおつしゃっておられるのだと思いますが、少なくとも、私もあのG-7のときにベンツエン財務長官あるいはクリストファー・国務長官御一緒のときもございましたが、大変評価をしてくださっております。日米ともに協力をして、そして世界の平和、繁栄、あるいは経済の発展のために努力し合おうというごとでお互いに確認をしておられるわけでございりますので、御承知だと思いますが、委員からおつしゃったこと、そのまま黙つておりますと認めしたことになりますから、その分だけ最初にちょっと申し上げておきます。

大統領が、宮澤総理との会談の際には、為替の話題にはこれは直接触れておられません。しかし、日米首脳会談後の記者会見で、貿易不均衡の是正につながるもの一つとして円高を挙げたということなどを背景として円高が進んでいるわけでございまして、ただし、この発言はこれまでの円高の推移について述べられたものでございまして、今後一段の円高を容認したものではないというふうに我々は推察をしております。

こうした思惑による激しい円高は、我が国経済が厳しい状況にある中でせっかくいい方向に向かいつつありますだけに、この景気回復の芽を摘む、というおそれがあるのではないかということで、強く憂慮をいたしております。円高が及ぼす悪影響に対しましては内需の拡大を図るということがもう何よりも必要なことでございまして、そういう意味では一番の処方せんだと考えおりまして、そのためにも今回の総額十三兆円を上回る新総合経済対策の早期実施が重要である。このように考えておるところでございます。

○小沢(和)委員 今回の円高が始まった直後に、

○関政府委員 御案内のとおり、二月の第三週から急速に円高が進んでおりまして、私どもはその時点での輸出型の産地、これは具体的には輸出比率が二〇%以上、企業数が三十以上の産地二十五ヶ所を対象に調査をいたしたことは御指摘のとおりでござります。その後、円高はさらに最近におきましては進んでおりますので、私どもとしても必要に応じて、その状況、どういう影響が出ているのか、またどういう対策が有効なのかということについては不斷に調査を続けることが必要だと考えておるところでございます。

○小沢(和)委員 そこで、まず中小企業信用保険法の改正案に関する質問を幾つかいたしたいと思います。

今回の不況ほど市中銀行などの中小企業に対する貸し渋りが問題になったことはありません。その改善を要請する通達も何回か出されております。本年に入つてからも、一月だったと思いまが、大蔵省の通達が出されております。私は昨日、関係者に、この二ヶ月ぐらいの間に幾らか改善をされたかどうかと問い合わせてみました。指導は行われているようだがほとんど変化はないとの回答がありました。実際はどういう指導がやられてきたか、今全体としてどういう状況にあるといふうにお考えか、お尋ねをいたします。

○関政府委員 私どもといたしましては、民間金融機関の貸出残高の伸びが低下をしておりまして、民間機関におきましても、バブル期になきました過剰融資等の反省から、金融機関の審査基準が過激的になっておる例もあるのではないかと考えております。この点につきましては、金融機関が、過度に過激的な融資姿勢に陥ることなく健全な経済活動に必要な資金を円滑に供給するよ

適切な対応をなさざでいるもの、というふうに存知をいたしております。先生今御指摘のように、先般二月四日に公定歩合が引き下げられました際に、大蔵省から民間金融機関に対しまして金利引き下げなどの中小企業に対する金融の一層の円滑化について指導を行いましたことは、私どもの立場からも大変評価されるべきものと考えております。

当庁いたしましては、その後それがどうなつておるかということにつきまして、政府系の金融機関へのアンケート調査等によりましてフォローいたしておりますところでございます。去る三月の中旬に調査いたしました結果によりますと、一月四日以降の短期金利がおむね短期プライムレートの引き下げ幅に準じた形で引き下がっております。全体としては好ましい方向に向かっているのではないかと考えております。しかしながら、まさに中小企業をめぐる金融情勢についてはこれからも注視をしてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、先日決定されました総合経済対策の中でも、「健全な経済活動に必要な資金の円滑な供給を図るため、金融機関に対し、融資体制の強化を要請する」とされておるところでございますので、この措置の実効が上がることを期待をいたしているところでございます。

○小沢(和)委員 銀行などの融資姿勢を何としているのか、改めてさせなければなりませんが、そういう現状があるだけに、政府系中小金融機関の役割は重ただと思います。

十三日に決定された新総合経済対策に我が党の主張してきた政策が幾つか織り込まれております。「政府関係中小企業金融機関等に低利の中小企業運転資金特別貸付制度等を創設する」、「緊急経営支援貸付制度の融資枠を拡大する」、「下請由田高等の影響を被つておる中小企業に対する特別枠を創設する」等と書いておりますが、それぞれの規模など、概要について御説明ください。

○桑原政府委員 十三日に総合的な経済対策の重要な柱として中小企業対策を決めたわけでござりますけれども、その柱は三つございまして、一つは「運転資金の調達の円滑化」、二番目が「設備投資の促進」の充実でございます。三本目が「設備投資の促進」でございまして、これら三本の柱で、トータルとして貸付枠の追加が約一兆九千億円、予算いたしまして七百六十億円を予定をいたしております。

その中で、今御指摘がありました、「一つは、国民公庫、中小公庫等の『政府関係中小企業金融機関』等に低利の中小企業運転資金特別貸付制度等を創設する」というのが一つございましたし、それからもう一つは、従来行つておりました「緊急経営支援貸付制度の融資枠を拡大し、さらに『下請中小企業や円高等の影響を被つてある中小企業に対する特別枠を創設する』」というのがあるわけでござります。

おのおのの対策の内容でござりますけれども、

政
府系中小企業金融機関によるところの中小企業運転資金特別貸付制度につきましては、総額約七千億円程度を予定をしたいと思っておりまして、金利といたしましては、まだ決まっておりませんけれども、財投金利である四・四%を下回る金利を用意をしたいというふうに考えております。

また、緊急経営支援貸付制度でございます。これは御承知のとおり、昨年度の秋の補正予算において実現した制度でございまして、その当時、二千億円という枠があつたわけでござります。今回新たにこれに追加したトータルの枠が二千億円でございまして、その中に、特に下請中小企業や円高等で影響を受けている中小企業に対する特別枠を設定し、そうした中小企業が優先的に緊急経営支援貸付制度の恩典を受けることができるようになります。

○小沢(和)委員 次の項に「返済資金緊急融資制

度を創設する」とあります。これについてもその規模など概要を説明していただきたいと思いまますけれども、その柱は三つございまして、一つ

ここにその両方の要綱を持ってまいりましたが、この二つの制度は、融資限度額、期間、利率などはほとんど同じなんですが、融資対象がかなり違っております。一つは、県単独が「最近三ヵ月間の売上高が、前年同期と比較して一〇%以上減少している」とあります。二つは、県の資金を受け入れた側は「一五%以上」となっていること。

もう一つは、「中長期的には、その業況が回復し発展することが見込まれるとして、云々と、さらに「取引金融機関等の支援が確実に見込まれる者」等の条件をつけていることがあります。国は昨年十二月十四日に出した通達に合わせたためにこうしたことになつたと言いますが、ほかの県を調べてみましても、大体同じようく国の方が非常にきつい条件を出しているということになつています。なぜ県よりこんなに厳しい条件をつけなければならないのか、県の条件に合わせるように運営すべきではないか、お尋ねをします。

○小沢(和)委員 そうすると、ちょっと確認しておきますけれども、こういうふうに対象についてはかなりの違いがあるような表現になつていて、私どもとしては、個々の中企業の実情に応じまして県が総合的に判断をしていただこう上げていており、これは県の自立的な判断と

いうことで運用させていただいてるわけでござります。私どもとしては、個々の中企業の実情に応じまして県が総合的に判断をしていただこう上げていており、これは県の自立的な判断と

いうことで運用させていただいてるわけでござります。私どもとしては、個々の中企業の実情に応じまして県が総合的に判断をしていただこう上げていており、これは県の自立的な判断と

いうことで運用させていただいてるわけでござります。

○小沢(和)委員 お尋ねをします。この制度は、御存じのとおり、国と都道府県とが協調して低利融資を実施するものでございまして、私どもとしては、全国の状況等々を勘案いたしまして貸し付け条件等を決めさせていただいているわけでございます。金利条件等は、今先生御指摘のとおり、おおむね同じといいますか、国の方が安いケースもあるうかと思いまして、必ずしも一一致をいたしていないわけでございますが、私どもとしては、例えばこの具体的な対象の認定に当たりましては、困難度の高い中小企業の方々を優先するといったような配慮もしていただくようお願いをいたしておるわけでございます。

先生御指摘の二番目の点でござりますけれども、ぜひ御理解いただきたいと思っておりますのは、この制度は国と県とが協調してやる制度でございまして、その中で極力県の自主的な判断といふものを重んずる形で運用していただくようお願いをいたしておるわけでございますけれども、

○小沢(和)委員 私は数日前、地元の福岡県庁に参りました。同県では、さきに県単独で中小企業経営安定緊急特別貸付を行つておりましたが、国の枠を受け入れて、新たに中小企業緊急経営支援貸付も実施いたしました。

○小沢(和)委員 次に、信用保証の充実についてお尋ねをします。

今回の新総合経済政策で述べられております、「担保不足等により、資金繰りが悪化している中企業を支援するため、中小企業信用保険法の保

現在三十九業種行われてることとは承知しておりますが、労働省の雇用調整助成金などは既に百十九指定されております。この通産の側の制度についても今後業種指定をふやしていくということでありますけれども、どういう業種をどれぐらいふやしていく考え方か、お尋ねします。

○桑原政府委員 小企業信用保険法の第二条によりますところの一一定的要件に該当する業種につきましては、御案内のとおり各種保険が倍額まで限度額がアップするという制度になつてゐるわけですがございまして、御指摘のとおり現在この特定業種が三十九ございます。我々としては、現在のような景気低迷下にありますて、こうした特定業種の数を指定の弾力化を通じまして増加をさせていくということを今回決めたわけでござりますけれども、具体的にこれが幾つぐらい増加になるかというような点については現在検討中でございまして、現在答えられる段階に来ておりません。

○小沢(和)委員 今回の改正で付保限度額を引き上げるのは改善だと思いますが、特別小口が四百五十万円から五百萬円へと一一・一%のアップにすぎないのに対しまして、普通保険のアップ率六・六・七%、無担保のアップ率三三・三%、かなりの開きになつております。前回も前々回も、限度額を一番ふやしたのは普通で、次いで無担保、一番冷遇されているのが特別小口ということになつております。最も零細な信用力のない部分に援助の手を差し伸べるべき信用保険の原点から離れてきているのではないかという感じがしますが、どうしてこういうことになつたか、お尋ねをします。

○関政府委員 お答え申し上げます。

先生御案内とのおり、今通常の保険制度としては三つのものがあるわけでござります。一つは普通保険でございまして、これは保証協会が保証いたします場合に担保を徴求するというものでござります。それから無担保保険につきましては、これは担保は徴求いたしませんが、保証人はお願ひをする。それから、先生御指摘の特別小口保険に

つきましては、無担保・無保証で保証をさせていただくというものです。ましで、今回五年ぶりにこの限度を引き上げようとしたのですが、ま

引き上げます背景は、先ほども御答弁申し上げましたが、「一つは、かなりこれまでの限度の上位に張りつくもののウエートが高まっていること、また中小企業の方々からの御要望も大きいこと、あるいはまた現下におきます中小企業の経営状況から、特に信用補完面での手当てが必要だといったようなことから改正をお願いいたしているところでございます。

先生御指摘の特別小口保険でござりますけれども、いわば担保が要らない、保証人も要らないということございまして、金融としてぎりぎりのところのものでございまして、保険料につきましても優遇をされているものでございます。

ところで、この限度額を決めるに当たりましては、やはり保証協会でありますとか保険公庫の収支ということも念頭に置く必要があるわけでございまして、今二つの保険の中で申し上げますれば、普通保険につきましては黒字でございますけれども、無担保保険、特別小口保険につきましては赤字でございます。特に、特別小口保険につきましては、事故が起きました場合の回収率が非常に低くなっておりますし、考え方として、収入一に対する支出が二というような状況でございます。そこで、今御指摘のように、付保限度の引き上げを行いますと、特に経営状況に懸念のある協会につきましてはどうしても逆にそういったようなものに対する保証について消極的にならざるを得ないという面も出てくるわけでございまして、今回そ

ういうことを総合的に勘案し限度額のアップを進めさせていただいたわけでございまして、私どもとしては現在の中小企業におきます資金需要あるいは保証協会等の收支状況を考えましたぎりぎりのラインであるということで決めさせていただいたことをぜひ御理解いただきたいと存じます。

○小沢(和)委員 今の説明では納得できません。

で、私としては後でこの限度額の修正案を提出する考えであります。

そこで、今の説明を聞きますと、特別小口保険といわゆる無担保・無保証人の融資は、事故が起つたときになかなか回収ができないということありますけれども、しかし事故率という点で看えたら、私はほかの保険とはほとんど違はないんだから、担保も保証人もなくとも、やはり借りた人はまともに返そうとして同じように努力をするという点では変わりはない、ということがこの事故率にあらわれているのではないかと思うのです。

ところが、そういうようなことを信頼できないからじやないかと思いますけれども、私調査してみますというと、この特別小口の利用率というのにはわずか三%にすぎない。同じ無担保・無保証融資であります小企業等経営改善資金、いわゆるマル経資金は、平成二年度 国金の扱い件数十八万六千件の中で十二万二千件、六五・六%まで占めております。だから、素直に自由に利用をさせたら、これほど需要が強いのではないですか。それを三%に抑えているというのは、これは私は利用地のさせ方としても到底納得ができませんが、なにせこういうことになるのでしょうか。

○桑原政府委員 特別小口保険にかかる保証に関しましては、各信用保証協会がその対象でありますところの小企業者の保証ニーズを踏まえまして適正な保証をおのの行うよう指導しているところでございまして、御指摘のように信用保証協会なり中小企業信用保険公庫が故意にこれを使わせないようにしているというような感じのこととは全くないということをまず申し上げたいと思はります。

最近の利用状況を見てみしても、平成四年度四月から十二月の実績で見てみますと、この特別小口保険の利用状況は前年同期比で二四%増になつております。これは、最近の中小企業をめぐる厳しい経済状況を反映しているものと我々は見ているわけでございますけれども、特別小口保険の利用に

つきましては、今後とも我々として需要に合った適正な引き受けといつものが行われていくよう努めしていくべきだと思つております。

○小沢(和)委員 今故意に使わせないというようなことはないというお話をありました。私は福岡県内のこと調べてみたのですけれども、この無担保・無保証人の融資を申し込みますと、金融機関の窓口でほとんど、保証人をつけなさい、つけないと審査が長引いたりして難しくなると言われております。だから、それでも無担保・無保証人でというのはなかなか言いにくくて、ついつい何とか保証人をということになつていて。全国でそういう状況ではないのでしょうか。政府がそういう運用になるよう指導しているということはないのかどうかお尋ねをします。

融資であります小企業等経営改善資金、いわゆるマル経資金は、平成三年度、国金の扱い件数十六千件の中で十二万二千件、六五・六%まで占めております。だから、素直に自由に利用をさせたら、これほど需要が強いのではないですか。それを三%に抑えているというのは、これは私は和用のさせ方としても到底納得ができるませんが、なぜこういうことになるのでしょうか。

○衆原政府委員 特別小口保険にかかる保証に関しましては、各信用保証協会がその対象でありますところの小企業者の保証ニーズを踏まえまして適正な保証をおのおの行うよう指導しているところでございまして、御指摘のように信用保証協会なり中小企業信用保険公庫が故意にこれを使わせないようにしているというような感じのこととは全くないということをまず申し上げたいと思ひます。

最近の利用状況を見てみましても、平成四年度四月から十二月の実績を見てみると、この特別小口保険の利用状況は前年同期比で二四%増になっておりまして、現在も非常な高さで伸びております。これは、最近の中小企業をめぐる厳しい経済状況を反映しているものと我々は見ているわけですが、いえますけれども、特別小口保険の利用に

は、そういう例が全く皆無であると申し上げるつもりもございませんけれども、今後とも、特別小口保険という制度がいろいろな形で、こういうものが利用できるんだということを、銀行の窓口も含めまして理解が進みますように努力を重ねていきたいと思っております。

○小沢(和)委員 そうすると、確認しておきますけれども、今福岡県下で広範に行われている、窓口に無担保・無保証人の申し込みに行くといふと、保証人をつけなさいと言われるのがもう当たり前になっているような状態はおかしいだから、ちゃんと資格のある人からきちんと申し込みが出ればそれは受けるようになさせたい、こういう趣旨ですね。

○桑原政府委員 個々の例で、どういう条件の企業がどういう資金用途で金を借りに来たときにどうなるということは、いろいろ複雑でござりますので、一概に申し上げることはできないかと思いますけれども、少なくとも特別小口保険の対象になりますけれども、少なくとも特別小口保険の対象になり得るケースで申し込みが来た場合にはそれを受け取ることができるようにするというのは当然のことであろうというふうに思つております。

○小沢(和)委員 次に、基本保証料率は年一%が全国共通のようであります、金利が全体として下がり、多くの業者が不況でますます苦しくなっている中では一%でも非常に重い負担に感じられます。引き下げを検討すべきではあります

○関政府委員 保証協会の基本保証料率でござりますが、御指摘のとおり、現在 1%でござります。保証料率につきましては、実はこの 1%の中身と申しますのは、申し上げるまでもなく、信用保証協会が負いますリスクでありますとか、調査のための費用等々であるわけでござりますけれども、從来はこの 1%を超えていたものを、長年にわたりまして引き下げ努力をして、昭和五十八年一度から 1%にしたものでござります。基本料率は 1%でございますが、一定の政策目的に沿つた制

度保証や小口の保証につきましては基本保証料率よりも低い保証料率が適用されるケースがございますので、平成三年度における保証料収入の保証債務平均残高に占める割合は〇・九%となっておりまして、ここ数年低下傾向を示しているところでございます。また、昨夏から秋にかけて都道府県等において創設された中小企業向け緊急融資や、平成四年度補正予算で創設しました緊急経営支援貸付に係る保証についても基本保証料率より低い保証料率が設定されるなど、保証料率を引き下げる努力が行われております。結果としては平成四年度の二月までの保証承諾実績の約七〇%はこの一%を下回る低保証料率の適用を受けているという事が実態でございます。当庁といたしましても、緊急経営支援貸付制度の創設に当たりましては、金利面での思い切った配慮、すなわち三・八%アラスママイナス一%ということをございますので、保証料の支払いと金利の支払いを合わせた中小企業の方々の実質負担は大きく軽減されていると考えております。

一方、最近の景気低迷を反映いたしまして代位弁済が急増いたしております。この結果として、信用保証協会の收支は悪化傾向にございまして、平成五年度は平成四年度よりもさらに厳しいではないかと危惧されるわけでございます。こうした状況のもとで保証料率の一層の引き下げを行いますがと信用保証協会の收支のさらなる悪化による経営基盤の弱体化を招き、これがひいては保証協会の保証態度の慎重化につながり、真に保証を必要とする中小企業者の保証のニーズに安定的におこなえすることができなくなるおそれもあるわけでございます。したがいまして、現状においては保証料率の引き下げは極めて困難な状況にあることを御理解賜りたいと存じます。

○小沢(和)委員 そこで、この問題の締めくくりに大臣にお尋ねをしたいと思うのです。

保険公庫の経営が苦しいという話が今出ましたけれども、全国の何百万という零細な業者の経営を考えると、資金面で支える大きな役割を考えれば、私はこ

○小沢(和)委員 では、次に小規模事業者支援法の程度の出資、国への援助は当然ではないかと思します。私はこれが都市銀行などの経営にも大きなプラスになっていることを指摘したいのです。数年前、大企業が自己資金の調達力を高め銀行離れを起こしたとき、銀行が中小企業への金融にどんどん進出できたのは、この制度で一〇〇%弁済を保証されていたからではないでしょうか。最近も、B.I.S規制を心配せずに中小企業に融資できたのもこの保証のおかげではないかと思うのです。私は、保険公庫の果たしてきた役割をこういう面も含めて評価すべきであり、国としてもこういう大きな役割にふさわしく、もつと出資の努力もし、保証料率の引き下げにも取り組むべきではないかというふうに考えますが、大臣いかがでしようか。

○森園国務大臣 委員からのいろいろな御指摘につきまして、事務局から、考え方、また今後とも積極的ななそうした小企業に対する融資等についてお答えを申し上げたところでござります。

当然私といたしましても、先ほどの御質問にもございましたけれども、信用補完制度の円滑な実施を行うためにも、中小企業信用保険公庫に対して毎年出資を行いますとともに、信用保証協会の経営基盤の強化を図るために、都道府県等の出捐の呼び水となりますように、信用保証協会基金補助金を毎年交付いたしております。五年度のこの予算に際しましても、中小企業信用保険公庫に対します出資は百九十五億円を確保いたしておりますし、信用保証協会基金補助金につきましても二十七億円を措置しております。

さらに、このたびまとめをいたしました総合的な経済対策におきましても、信用保証協会の保証つき融資を拡大するなどのために中小企業信用保険公庫への出資を行うこととしておりまして、今後とも着実に中小企業信用保険公庫、信用保証協会の経営基盤の強化を図つてまいりまして、いろいろと委員から御指摘がありましたことを対応してまいりたい、このように考えております。

索についてお尋ねをいたします。
今日零細業者が大変な危機に陥っていることは、業者数がどんどん減り、時間とともにそのテンポが速くなっているということを見ただけでも明らかだと思います。今回の支援法案では、その傾向に歯止めをかけるために商工会、商工会議所を活用し、従来の経営指導や講習会開催をほかと連携していろいろな事業ができるようになり、さらに基盤施設の設置、維持、運用なども行えることにしているわけあります。私は商工会等がこれらの事業を行うことはそれなりの意義を持つと考えます。しかし、これが危機的な状況にある零細業者をでこ入れする決定的な手段になるものかという点では、重大な疑問を感じざるを得ませんが、いかがでしょう。

四

なお、商工会議所法上、日商の会頭の選任、解任は、議員総会におきまして行われることとされおりまして、通産省の監督権限はこれに及んでいないわけでございまして、進退につきまして通産省として云々すべきことではないと考えております。

○小沢(和)委員 終わります。

○竹村委員長代理 川端達夫君

○川崎委員 中小企業関連二法案が議題となるべくあります。まず初めに、商工会及び商工会議所二

小規模事業者の支援に関する法律案について

若干のお尋ねをしたいと思います。

まず、この法律によりますと、通産大臣は商工

会等に対し、小規模事業者の経営改善等を支援す

るための基本指針を策定し、公表することに決定いたしました。

模事業者」と書いてあるわけですが、業種あるいは

は地域特性、そういうものによってその業態ある

いは経営環境というのは実に多種多様、個々に全

部違うというふうになつて、いるのが実態であります。

すそで、そのうえ、この経営改善を支援する基

そのおののおのの地域あるは業種によつて当然設

に立つ指針でなければならないということになる

と、共通的かつ具体的という部分では非常に難し

いなという感じをしております。そうかといつて、

抽象的なものでは余り指針にもならない参考にならない二つあります。

具体的にはどういったことかお聞かせください。

しになろうとしているのかをお聞かせいただきたい

63

○森国務大臣 川端委員にお答えを申し上げます。

基本指針は、商工会、商工會議所がその機能を活用して、見摸し業者の経営の改善を図ることに

活用して小規模事業者の経営の改善発達を支援していく上での基本的なガイドラインとなるもの

である、このように考えております。各商工会や

商工会議所が実行いたします事業の内容は、各地

域で当然異なつてくるものでござりますが、基本

指針におきましては、可能な限り事業の効果を企団会の意見をも聞きつつ、小規模企業対策の必要性、目的、原則、問題の解決を実現する方法、内容、実施体制等につきまして、各商工会議所や商工会等が十分参考とできるよう共通の指針にいたしました。このように考えております。

なお、具体的な、どのようなイメージを描いておるかということにつきましては、必要がございましたら事務当局から答えさせます。

○井出政府委員 具体的には、中小企業近代化審議会等と、それからまた都道府県等々の御意見も聞きながら立派なものを策定したいと考えておるわけでござりますけれども、ここでとりあえず申し上げることができますのは、例えば基本指針におけるままで、小規模事業者共通の経営上の問題点につきまして、現在その取り巻く環境を踏まえまして、どういうふうな形でそれぞれの問題を解決し克服していくべきかというふうなことがあります。それに対する指導のあり方、あるいはさまざまなかなり新しい事業の展開というものに必要な情報の提供でござりますとか、あるいは事業の共同化のため業者の経営管理のあり方と申しますか、あるいはにはどういうふうなことをやっていったらいいかというふうな、もちろんの問題をできるだけ現実に即した形で方向を出したないと考えております。

それから同時にまた、商工会、商工会議所が単に小規模企業者対策としてだけではなくて、地域経済団体として一般的な仕事をするわけでござりますけれども、そういう一般的な仕事と、小規模事業者対策との関連といいますか、有機的連携というものをつながりながらやっていく必要があると思いますものですから、そういう点につきましても検討課題にしてまいりたいと考えております。

○川端委員 可能な限り具体的に、そしてきめ細かく指針のおまとめというのをお願いをしておきたいと思うのですが、そういうのが出てきたと

いうときに、実は商工会や商工会議所の数は非常にたくさんあります。そして、その規模もまさにまちまちでありますし、財政基盤が脆弱な小規模な商工会も現実には非常にたくさんあります。

今回のそういう指針に基づいて、この法律の趣旨が遺憾なく發揮され、順調にそういうふうに機能すれば、この不況下に苦しんでる小規模事業者あるいは地域経済の再活性化に非常に大きな貢献をするということが期待されるわけですから、いろいろ通産省の方で大臣指針ということですが、こういうこととの方針の中で具体的にこういうことをやつていかれたらどうですかと、いうのをきめ細かくお出しになる。それを消化しようというところに、そういう基盤が非常に脆弱な小規模な商工会ですが、この法律で小規模事業者の経営改善を総合的に支援する主体としてやりなさい、こういうメニューですよ、こういう方針ですよといふふうに言われる。

いうときに、実は商工会や商工会議所の数は非常につたくさんあります。そして、その規模もまさに、まちまちでありますし、財政基盤が脆弱な小規模な商工会も現実には非常にたくさんあります。

今回のそういう指針に基づいて、この法律の趣旨が遺憾なく發揮され、順調にそういうふうに機能すれば、この不況下に苦しんでる小規模事業者あるいは地域経済の再活性化に非常に大きな貢献をするということが期待されるわけですねけれども、いろいろ通産省の方で大臣指針ということで、こういうことの方針の中で具体的にこういうことをやっていかれたらどうですかというのをきめ細かくお出しになる。それを消化しようということになると、そういう基盤が非常に脆弱な小規模な商工会議所が、この法律で小規模事業者の経営改善を総合的に支援する主体としてやりなさい、こういうメニューですよ、こういう方針ですよというふうに言われる。

商工会で、会員を除いた従業員、いわゆる専従者ですね。これの資料を見ますと、「商工会の会員における従業員規模別割合」、従業員規模ゼロ人というのが四七・五%。一人から一人が二四・八%。要するに、そこに毎日いる人が二人までしかという人で、商工会の主体として、役員さんは別ですよ、おのおの商売しておられるわけですかね。七〇%を超える商工会が、実態としてはそういう状態であるという中で、いろいろな指針でできめ細かくお出しいただいて、こうすることでやりなさいよという部分の主体として、そこがしっかりとやりなさいと言われても、わかつていてもできないという状況を来すのではないか。それでは本当に何のためにやるのかという部分で、ここに支えをどう考えていくのかということが非常に重要なことです。

この点に関して、それは商工会の会員自分がいろいろ切磋琢磨し勉強してやるというのが趣旨ですけれども、その集まつてきておられる小規模な事業者に対しての経営改善を主体的に指導しなさいということですから、その人たちがこういう重要なこと

員状況であるという部分では、商工会の場合、実際には地方自治体とかいろいろあると思うのですけれども、どういう仕組みでそれを支えるかということをお考えなのかお聞かせをいただきたいのと、全商連の辛鳴事務、考え方としては非常にいいことなんですが、それを実際にそういうことで、小規模事業者の皆さんのが經營改善というのを主体としてやっていくということに関してどういうお感じをお持ちなのか、そのことも含めて御意見も賜りたいと思います。

○井出政府委員 先生御指摘のように、いわゆる小規模商工会等々におきましては、補助対象職員以外の一般職員というのがなかなか確保できないというのが現状かと思います。

そういうことでござりますけれども、私どももいたしましては、できるだけそういう事務局体制というのも各商工会で独自な努力をしていただくことも一方では期待をしておるわけでございますけれども、他方では、こういう小さな規模の商工会に対しましては、例えば複数の商工会が集まって事業を行なう広域経営改善普及事業というふうなことで、幾つかの商工会がまとまつた形で事業を展開をしていただくこと。あるいは、都道府県商工会連合会といいますのは、各商工会の指導をするのが一つの大きな任務になつておるものですから、都道府県の商工会連合会の支援体制の充実強化というふうなこと。それからまた、商工会の職員だけですべてをなかなかこなしきれないものでございますから、むしろどういうふうな形で事業等々を実施するか。ある種の有機的オーガナイザーとなつて、すべてを一から十まで商工会の職員がやるわけではなくて、いろいろな方々を例えば勉強会の委員会に入つていただくとかいうふうなことで、外の知恵を有機的に活用するような体制づくりといふうなものもまた必要かなというふうなことを考えておりまして、そうしたもうものやり方を通じまして、御提案申し上げておりますようの中身のものが、各地におきまして各地の実情に応じた展開を図るべく努力をしてまいり

たいと考えております。

○辛鳴参考人 ただいま御指摘のございましたように、商工会議所地区は非常に小規模事業者が多くございます。商工業者が全体で百七十万あるわけでございますが、そのうち百五十万と、約九割、通常八割と言つておりますが、九割も先生先ほど御指摘ありました零細小規模企業でございまして、それらの方々の御意見をいろいろ聞いておりますと、商工会三千八百あるわけでございますけれども、そのうち何と一千八百は人口減少地区でございます。

御承知のとおり、この小規模事業者は、製造業というよりも、むしろサービス業とか商業とか小売業とかそういう地元に密着した企業が多くございまして、人口が減少していくので非常に困る、そのためにはどうしたらいいだろうかというと、やはり村おこしといいますか、そういう地域おこし、地域振興ということが重要じゃないか、そのためにはやはり商工会はぜひ頑張ってくれという声が多くございまして、確かに商工会の事務局体は脆弱ではあるわけでございますが、地元における地域経済団体の企画者としてこれをぜひ活用していきたい、こう思つておる次第でございます。

そういうこともございまして、こういうことを

実際実施する場合には、地元の小規模事業者のコ

ンセンサスづくりというのが非常に重要な課題と

なつてくるわけであります。そういうために、一

カ所二百万円の地域振興プログラム作成という予

算をつけていただきました。その予算をもとにし

ながら、いろいろ地元の、地元のみならず、県そ

ういう学識経験者の意見なんかを交えながらつ

くついていきたいな、こう思つております。

また、そういう仕事をやりますと、経営指導員

に対する負担というのが非常に多くなるということもございまして、小規模商工会につきまして今まで事務局長というのがなかなか予算要求してもつかなかつたのでござりますが、従来五十すづくらいしか増加しなかつたのでござりますが、今年度は二百認めていただきました。そうしますと、

二千八百ある商工会のうちの一千八百ぐらいには今年度中には事務局長が配置される。二百、三百、五百でついていきますと、五年ぐらいたまると全部の小さな商工会にも事務局長というのがつくことになりますので、長い目で地域振興を図つて

いきたい、こういうふうに考えておる次第でござ

ります。

○竹村委員長代理退席、委員長着席

○川端委員 基本的には商工会の皆さんのが御自身で努力をされる部分に成果はかかっているんだと思ひますし、そういう前向きにおとらえいただいているということで、心強い限りですが、今専務がお話しになりましたように、過疎地域で、何とかここでこ入れをして持ち直さなければいけないというところに実はこの法律の本当の生かさなければいけないところがあるというときに、こういう要員の問題、そしていろいろな外からの知恵を組み入れてというときのそういう仕掛けも含めて、またマンパワーが非常に必要なという部分でもあると思います。そういう部分で、通産省でもせっかくこういうお知恵をお出し下さい仕組みをつくつていただきくという限りは、その実態がどういうふうに推移していくか、そしてまた、足りるところを補うというふうなフォロー体制というものをしっかりと見ていただきたいなということを御要望申し上げておきたいと思います。

それから、基盤設施事業についてお尋ねをした

のですが、異業種交流と地域の中小企業のネットワーク化というのは、本当にうまくいっている

例もありますし、成功すれば参加企業だけではなく

て地域経済全体に非常に発展の寄与が大きいと

いうことはかねがね言われております。しかし、

異業種交流というものは随分言われて久しいわけ

ですが、地方自治体なんかで一生懸命やられた異

業種交流というのは、アームが去つたというので

すか、かなりいろいろやつてこられた中でマンネ

リ化して、そういうグループは時々一杯飲んでゴ

ルフをするという会にだんだんなつてきていると

いうのも見聞きをします。それで、今回商工会等

が主体になつて進めをされる箱物を中心とする基

盤施設事業も、本当にその二、三に適合してきつ

たりやつていかないと、よほどまくやらないと、

何年かたつと、何か実態は余り伴つていらないなど

いうふうになる懸念も持つわけです。

そういう部分で、これは両参考人にお尋ねをし

たのですが、今まで、商工会議所それから商工

会ともにそれのお立場で異業種交流という部

分をいろいろ御努力されてきたというふうにも

伺っておりますが、そういう部分での御経験の中

で、こういうところはやはり難しいというふうな

こと、あるいは、箱物を中心として商工会等々で

こういうものをやるというときに、行政の立場、

通産省の立場でこれから特にこういったことはい

ろいろ配慮してほしいというふうなことがあります

こと、あるいは、箱物を中心として商工会等々で

こういうものをやるというときに、こうい

うある特定の地域に存続しておる場合が多う二

社ともにそれのお立場で異業種交流とい

うのは、ある意味では、先ほど申し上げましたよ

どちらかといいますと商工会地区の事業者とい

うの、ある意味からいいますと、大都市の例え

したことはないということで進めております。

さらには、共同研究開発まで進めばそれにこ

ります。

○辛鳴参考人 先生御指摘の異業種交流について

ございますが、商工会地区と申しますのは、主

として町村単位でもつて設立されている狭い範囲

でござりますが、私どもは、そういう狭い範囲で異

業種交流をやつても余り意味がございません

で、県連といいますか、県単位でもつてその異業

種交流を進めております。経営者同士の交流、あ

るいはほかへの見学

をするとか、そういうようなことをやつております。

さらには、共同研究開発まで進めばそれにこ

ります。

○辛鳴参考人 先生御指摘の異業種交流について

ございますが、商工会地区と申しますのは、主

として町村単位でもつて設立されている狭い範囲

でござりますが、私どもは、そういう狭い範囲で異

業種交流をやつても余り意味がございません

で、県連といいますか、県単位でもつてその異業

種交流を進めております。経営者同士の交流、あ

るいはほかへの見学

をするとか、そういうようなことをやつております。

さらには、共同研究開発まで進めばそれにこ

ります。

○辛鳴参考人 先生御指摘の異業種交流について

ございますが、商工会地区と申しますのは、主

として町村単位でもつて設立されている狭い範囲

でござりますが、私どもは、そういう狭い範囲で異

業種交流をやつても余り意味がございません

で、県連といいますか、県単位でもつてその異業

種交流を進めております。経営者同士の交流、あ

るいはほかへの見学

をするとか、そういうようなことをやつております。

さらには、共同研究開発まで進めばそれにこ

ります。

○辛鳴参考人 先生御指摘の異業種交流について

ございますが、商工会地区と申しますのは、主

として町村単位でもつて設立されている狭い範囲

でござりますが、私どもは、そういう狭い範囲で異

業種交流をやつても余り意味がございません

で、県連といいますか、県単位でもつてその異業

種交流を進めております。経営者同士の交流、あ

るいはほかへの見学

をするとか、そういうようなことをやつております。

さらには、共同研究開発まで進めばそれにこ

ります。

○辛鳴参考人 先生御指摘の異業種交流について

ございますが、商工会地区と申しますのは、主

として町村単位でもつて設立されている狭い範囲

でござりますが、私どもは、そういう狭い範囲で異

業種交流をやつても余り意味がございません

で、県連といいますか、県単位でもつてその異業

種交流を進めております。経営者同士の交流、あ

るいはほかへの見学

をするとか、そういうようなことをやつております。

さらには、共同研究開発まで進めばそれにこ

ります。

○辛鳴参考人 先生御指摘の異業種交流について

ございますが、商工会地区と申しますのは、主

として町村単位でもつて設立されている狭い範囲

でござりますが、私どもは、そういう狭い範囲で異

業種交流をやつても余り意味がございません

で、県連といいますか、県単位でもつてその異業

種交流を進めております。経営者同士の交流、あ

るいはほかへの見学

をするとか、そういうようなことをやつております。

さらには、共同研究開発まで進めばそれにこ

ります。

○辛鳴参考人 先生御指摘の異業種交流について

ございますが、商工会地区と申しますのは、主

として町村単位でもつて設立されている狭い範囲

でござりますが、私どもは、そういう狭い範囲で異

業種交流をやつても余り意味がございません

で、県連といいますか、県単位でもつてその異業

種交流を進めております。経営者同士の交流、あ

るいはほかへの見学

をするとか、そういうようなことをやつております。

さらには、共同研究開発まで進めばそれにこ

ります。

○辛鳴参考人 先生御指摘の異業種交流について

ございますが、商工会地区と申しますのは、主

として町村単位でもつて設立されている狭い範囲

でござりますが、私どもは、そういう狭い範囲で異

業種交流をやつても余り意味がございません

で、県連といいますか、県単位でもつてその異業

種交流を進めております。経営者同士の交流、あ

るいはほかへの見学

をするとか、そういうようなことをやつております。

さらには、共同研究開発まで進めばそれにこ

ります。

○辛鳴参考人 先生御指摘の異業種交流について

ございますが、商工会地区と申しますのは、主

として町村単位でもつて設立されている狭い範囲

でござりますが、私どもは、そういう狭い範囲で異

業種交流をやつても余り意味がございません

で、県連といいますか、県単位でもつてその異業

種交流を進めております。経営者同士の交流、あ

るいはほかへの見学

をするとか、そういうようなことをやつております。

さらには、共同研究開発まで進めばそれにこ

ります。

○辛鳴参考人 先生御指摘の異業種交流について

ございますが、商工会地区と申しますのは、主

として町村単位でもつて設立されている狭い範囲

でござりますが、私どもは、そういう狭い範囲で異

業種交流をやつても余り意味がございません

で、県連といいますか、県単位でもつてその異業

種交流を進めております。経営者同士の交流、あ

るいはほかへの見学

をするとか、そういうようなことをやつております。

さらには、共同研究開発まで進めばそれにこ

ります。

○辛鳴参考人 先生御指摘の異業種交流について

ございますが、商工会地区と申しますのは、主

として町村単位でもつて設立されている狭い範囲

でござりますが、私どもは、そういう狭い範囲で異

業種交流をやつても余り意味がございません

で、県連といいますか、県単位でもつてその異業

種交流を進めております。経営者同士の交流、あ

るいはほかへの見学

をするとか、そういうようなことをやつております。

さらには、共同研究開発まで進めばそれにこ

ります。

○辛鳴参考人 先生御指摘の異業種交流について

ございますが、商工会地区と申しますのは、主

として町村単位でもつて設立されている狭い範囲

でござりますが、私どもは、そういう狭い範囲で異

業種交流をやつても余り意味がございません

で、県連といいますか、県単位でもつてその異業

種交流を進めております。経営者同士の交流、あ

るいはほかへの見学

をするとか、そういうようなことをやつております。

さらには、共同研究開発まで進めばそれにこ

ります。

○辛鳴参考人 先生御指摘の異業種交流について

ございますが、商工会地区と申しますのは、主

として町村単位でもつて設立されている狭い範囲

でござりますが、私どもは、そういう狭い範囲で異

業種交流をやつても余り意味がございません

で、県連といいますか、県単位でもつてその異業

種交流を進めております。経営者同士の交流、あ

るいはほかへの見学

をするとか、そういうようなことをやつております。

さらには、共同研究開発まで進めばそれにこ

ります。

○辛鳴参考人 先生御指摘の異業種交流について

ございますが、商工会地区と申しますのは、主

として町村単位でもつて設立されている狭い範囲

でござりますが、私どもは、そういう狭い範囲で異

業種交流をやつても余り意味がございません

で、県連といいますか、県単位でもつてその異業

種交流を進めております。経営者同士の交流、あ

るいはほかへの見学

をするとか、そういうようなことをやつております。

さらには、共同研究開発まで進めばそれにこ

ります。

○辛鳴参考人 先生御指摘の異業種交流について

ございますが、商工会地区と申しますのは、主

として町村単位でもつて設立されている狭い範囲

でござりますが、私どもは、そういう狭い範囲で異

業種交流をやつても余り意味がございません

で、県連といいますか、県単位でもつてその異業

種交流を進めております。経営者同士の交流、あ

るいはほかへの見学

をするとか、そういうようなことをやつております。

さらには、共同研究開発まで進めばそれにこ

ります。</p

て、円高と異常な地価高騰を挟んだ一九八三年から九〇年の七年間の間に、約二万工場が消失していった。その結果、東京都の工場数は八三、年約十萬工場から、九〇年には約八万工場へと後退していったのである。この減少した二万工場という数字は、千葉県全体の工場数を上回り、地方の県であるならば、四県分ほどの数になるというものである。事実、日常的に東京の中小企業を観察している我々の実感としても、特に、鋳造、鍛造、メック等の公害発生型企業の減少は目を覆うばかりであり、また、独立創業の焦點になっていた機械加工、鋳金等の職種での新規創業の停滞が認められる。そうした現象は、中小企業による厚みのある技術の蓄積構造を形成し、産業全体のダイナミズムを基礎づけていたという従来型の発展構造を脆弱化させるという意味で、日本産業の将来に大きな懸念を残すことはいうまでもない。

ところが、今減る一方になつてゐるという状況

実は、アメリカとかヨーロッパにおきましては、今から一十年ぐらい前にやはり企業数が非常に減つて社会の活力に問題が生ずるのではないかという懸念が出まして、いろいろな対策を講じたところでございます。日本の場合には、これまで幸い非常に旺盛な開業が行われておりますし、そういう活力という意味での心配はなかつたわけですが、先生御指摘のよう、最近おきましては開業率が恒常に低下をしておりまして、そういう活力といふ経済動向等によって変わるのでございますが、最近時点においては廃業率が開業率を上回る、すなわち企業数が減つてくるという事態は、我が国経済全体の活力といふ点からも極めて懸念されるところではなかろうかと思うわけでございます。

そこで、私もたびたびお答えを申し上げておるわけですが、しからば我が国の企業家精神でございますが、新規創業を果たすのはないかと考えております。前にも御紹介を申し上げましたように、非常に大きな役割を果たすのではないかと考えております。前に申しあげましたけれども、金融でありますとか信用補完等々で既に手を打っておりますが、今回の法律に関連いたしまして、いろいろ新しい事業を開拓する場合に今申しあげましたような経営資源上の問題を解決する手がいろいろ打てるのではないか。また、この法律とは直接関係ございませんが、設備面の

が、企業創業、新しく企業を興していくという部分でいうと、会の性格上、会員の人たちのためにやるという部分に少しネットが生じるのではないか。やはり今いる人たちのためでない、新しい人のためにという部分が、理屈としてあるいは感情として乗り越えられるのかなどという懸念を持っているのですけれども、こういうことに関して何かお考えが当局としてあるのかどうか、それからこういう創業支援という問題自体はどのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせをいただきたい。○聞政府委員 今先生から東京都の例を伺いましたて、私どもも、全国で多かれ少なかれそういう現象が出ていることを大変懸念をいたしております。

私は、アメリカとかヨーロッパにおきましては、今から一十年ぐらい前にやはり企業数が非常に減つて社会の活力に問題が生ずるのではないかという懸念が出まして、いろいろな対策を講じたところでございます。日本の場合には、これまで幸い非常に旺盛な開業が行われておりますし、そういう活力といふ経済動向等によって変わるのでございますが、最近時点においては廃業率が開業率を上回る、すなわち企業数が減つてくるという事態は、我が国経済全体の活力といふ点からも極めて懸念されるところではなかろうかと思うわけでございます。

そこで、私もたびたびお答えを申し上げておるわけですが、しからば我が国の企業家精神でございますが、新規創業を果たすのはないかと考えております。前にも御紹介を申し上げましたように、非常に大きな役割を果たすのではないかと考えております。前に申しあげましたけれども、金融でありますとか信用補完等々で既に手を打っておりますが、今回の法律に関連いたしまして、いろいろ新しい事業を開拓する場合に今申しあげましたような経営資源上の問題を解決する手がいろいろ打てるのではないか。また、この法律とは直接関係ございませんが、設備面の

か人手不足でありますとか女性の社会進出、そういった社会構造の変化に伴う新たなマーケット需要、あるいはまた消費者の方の需要も、これまで物を買うというところからサービスでありますとか余暇、健康といったものに向かう需要に対する対応。あるいはまた、これから九〇年代において相当華々しく展開されるであろうと見られます技術革新をシーズといたしました産業の発生、あるいはまた国際化でありますとか資源エネルギーの制約ということに関連して出てくる産業需要、こういった新たな産業の可能性、ニーズの発生というものは非常にたくさんあると思うわけでございます。

そこで、なぜ開業ができないかということになりますけれども、私どもの中小企業白書でも分析をいたしておりますとおり、なぜできないかと、いうことにつきましてアンケート等いたしましたと、先発企業に比べて優秀な人材の確保が難しい、資金力が乏しい、あるいは設備でありますとか機械器具の調達が難しい、技術力、販売力がなかなかかないといったようなことが先発企業との間いろいろ格差があつて新たな開業がしにくいといつた状況にあるかと思うわけでございます。

そこで、私ども、我が国の経済の活力をまた取り戻し、また特に地域におきましては小規模企業は地域経済の主役を担つていただいているわけですが、この場をかりて現状と御要望を言つていただきます。いろいろお知恵を出す中で頑張つていただきたいというふうに思います。

○川端委員 ありがとうございました。本当に経済の根幹にかかる部分だと思いまして、その地域の状況から最もいい形を選んでいたい。それで、それをまた地域の商工会や商工会議所の会員の方が利用していただいて、先ほど最初に新しく道を開かせていただければありがたいと思います。

それで、今先生のお尋ねの後の方の問題でございますが、今度は地域という観点から見て、商工

会等が新たな基盤施設等をなさる場合にそれが既存業者活性化型なのか、あるいは新規開業振興型

なのかというようなお尋ねもございました。

私ども、そのそれがあり得るございましょうし、またその混合型のものもあり得るのではないか。やはりそれぞれの地域の実情に応じま

います。ですが、今度は地域という観点から見て、商工

会等が新たな基盤施設等をなさる場合にそれが既存業者活性化型なのか、あるいは新規開業振興型

なのかというようなお尋ねもございました。

そこで、今先生のお尋ねの後の方の問題でございましょうし、またその混合型のものもあり得るのではないか。やはりそれぞれの地域の実情に応じま

います。ですが、今度は地域という観点から見て、商工

会等が新たな基盤施設等をなさる場合にそれが既存業者活性化型なのか、あるいは新規開業振興型

のかというようなお尋ねもございました。

そこで、今先生のお尋ねの後の方の問題でございましょうし、またその混合型のものもあり得るのではないか。やはりそれぞれの地域の実情に応じま

います。ですが、今度は地域という観点から見て、商工

会等が新たな基盤施設等をなさる場合にそれが既存業者活性化型なのか、あるいは新規開業振興型

のかというようなお尋ねもございました。

そこで、今先生のお尋ねの後の方の問題でございましょうし、またその混合型のものもあり得る

のではないか。やはりそれぞれの地域の実情に応じま

そういう部分での人的な確保、マンパワーの確保と、それからそういう人たちのレベルアップというのですが、資質の向上という部分に関して現状どういうふうに思っておられるのかということと、いろいろなバックアップとかいう部分で何かこういうことがあればなというふうに思つておられることがもしもありでしたら、この機会にお聞かせをいただきたいと思います。

○谷村参考人 今先生が御指摘の点が一番重要な点だと認識をいたしておりますが、現在経営指導員につきましては、定期的に中小企業大学校での経営指導員研修を受けさせていただきますとともに、各都道府県で実施します経営指導員研修に参加の義務が課されておるわけでございます。また、商工会議所自身におきましても、この経営指導員につきましてはいろいろな形で研修機会を与えるよう努めをいたしておりまして、日商主催の研修修会あるいは商工会議所県連主催の研修あるいは先進商工会議所での事例研修というようなことも活用いたしまして、時代の環境変化に対応していく人材養成ということを重点で進めてまいりたいと思っております。また、経営指導員の専門知識を得ることも極めて重要でございますので、各地商工会議所で独自に自己研さん奨励のための制度を設けておりますほか、いろいろな国家資格の取得についても経営指導員がみずから努力をして取得をするというチャンスもふえております。

今後我々考えております一つの課題といったまでは、先ほど先生も御指摘ございましたが、非常に高度な専門的な相談もあり得るわけでございまして、こういう経営指導員で対応できない高度な専門的相談につきまして、エキスパートバンクというような形での専門指導体制も整備してまいりたい、かように考えております。

○辛鷗参考人 経営指導員のレベルアップあるいは人材確保の問題につきましては、今、日本商工会議所さんがお話しになりましたようなことを私どもも同様に実施しております。それ以外に私ども

もは、商工会及びその商工会の上にあります県連合会でございますが、その県連合会での研修会、あるいは全国連では経営指導員協議会といふもののがござりますので、その経営指導員協議会の研修会を通じたりして、逐次資質の向上に努めている次第でございます。

経営指導員の方々のお話をいろいろ聞きますと、どうも給与体系が全般的に低いのではないか、こういうような話をもらっていますし、また今般こういう基盤施設設置事業をやるということになりますと、なかなかいい人は集まらないのじやないか、というような話もございます。ところが、ことしはおかげさまで今年度予算におきましてその格付をアップしていただきまして、経営指導員制度が始まって以来の制度を今回予算でお認めいただきました。そして、各経営指導員喜んでおりますので、あわせて申し上げさせていただきます。

○川端委員　いろいろありがとうございました。

もう時間がなくなってしまったので、次に、中

小企業信用保険法の一部を改正する法律案についてお尋ねをしたいと思うのです。

ねしたいのですが、現時点で中小零細企業の方々が一番求めめておられるというのは、不況が何とか抜け切るまで運転資金として使える、担保も要ら

ないあるいは金利の低い融資が欲しい。これは都道府県なんかで、いつか前にもお尋ねしましたが、その後政府の緊急経済対策で「オローラ」していたたが

きましたが、そういう部分のニーズが非常に多い
というのはやはりそこに端的にあらわれていてる
そういうときに、信用保険法の改正で中小企業が

民間金融機関から運転資金を得られたとしても、こういうことでいろいろ借りやすくしよう、保証も上げようというときに、いつまで不況が続く

かということが実は大変な懸念になつてゐるわけでありまして、ここまで我慢してこれでお金をつなげば何とかいけるのか、これが相当長い間かかると、どうもお金がかかるのである

のかどうかが実は最大の問題になつてゐるわけです。

そこで、最近株価が一円台に戻ったとか、いろいろな政府の経済見通し等々も少し底を打ったというふうなニュアンスもあるわけですが、今大変な思いをして企業を守り、運転資金をそういういろいろな形でお支えをいただいて借りている人たちに、大体このあたりまでが我慢のしころよという景気見通し、運転資金までとにかく借りなきやいけないというふうな状況に対しても、非常に難しい話ですが、どのくらいのレンジと今見ておられるのかなということをお尋ねしたいと思います。

○森国務大臣　どの程度のレンジで見ておられるのかということになりますと、これは率直に申し上げて、私どもは一日も早い回復をさせたいということに尽きるわけでござります。

このところ、鉱工業の生産、出荷、乗用車販売なども一部に回復の兆しを示す動きも徐々にあらわれてきております。これらの指標につきましては、しかし私どもはもう少し慎重に見る必要がある。つまり、年度末でもございましたので、決算対策の動きが影響しているのではないかと考えておりますが、明るい動きが長続きするかどうか、なお慎重に見ていく必要がある。また、たびたび申し上げておりますように、個人消費や設備投資費は依然として低迷が続いている以上、そこにまた急速な円高の傾向が景気に与える影響も懸念せざるを得ない、このように我が国の経済はまだ予断を許さない状況にある、こういう見方をいたしておりまして、そういう中で景気の足取りをぜひ実なものにしたい。需要拡大効果がさらに各産業により広範にかつ直接的に、即効的に及ぶことが期待をされるもの、またある意味では貿易のインバランスマップ解消できるもの、こういうことをいろいろと工夫いたしまして、社会資本整備の新たな展開、また中小企業の活性化、企業の省力化や合理化に対する投資を促進するための税制措置等を含む総合的な経済対策を立てたわけでございまして。

高水準の公共投資が行われ景気を下支えいたしまますとともに、住宅投資の回復も着実なものとなつて、さらには個人消費、設備投資も緩やかになつて、また、さうした内需の回復は、外需の回復に向かうものと考へております。さらに、民間部門の在庫圧縮や経営革新なども、これはぜひ努力をまたしていただきなければならぬわけでございまして、さうして各企業の努力などを一層

さいりますので、そんした各企業の努力などをお願いを申し上げて、我が國経済はまさに内需主導の経済成長に徐々に移行させていくものである、こう考えておりまして、いずれにいたしまし

ても、冒頭に申し上げましたように、この経済対策の効果が一日も早くあらわれるように、対策の一環として、日ごとに見ていくつもりであります。

○川端委員 そういう状況であるからこそ、金融早期実施に向けて今最大限の努力をしたいと考えておるところでござります。

機関もいろいろな環境の中で融資がなかなか難しい、そういう姿勢の中で大変苦しい中小企業に付して信用力、担保力の補完ということでこういうこと

信用保証制度がそもそもあるのだと思いますし、今回もそういう経済見通しであるからこそ拡充していくべきだなって、いろいろと想っています。

大蔵省にお尋ねしたいのですが、中小企業の金融の円滑化ということでいろいろ御指導もいただけますと幸いです。

いっているのは承知をいたしておるのであります
が、現在中小企業への民間金融機関の貸し付けは
総額で大体二百二十二億円程度で、この信用保証

制度の利用率は、平成三年から四年九月までの数字ですが、少しずつこの保証の利用率が上がっている。保証残額残高も順位上がっている。ところ

が、総額的には中小企業への民間の金融機関の貸付額というのはほぼ横ばいなんですね。といううえで、もう一つ言つておきたいのは、E刈込を貰ふ日本銀行

とでは、結局信用保証制度を勧める音方がどんなふうに思っているという実態の中で、マスコミの報道などでも、担保余力があるのに金融機関が貸してくれないとか、資金の貯み曾^レばほど新たな融資条件を

れないとおか子金の利子がかかる。そこで、銀行がまだままで貸し済りの状況である、そして、金融機関自体も、いわゆる長ブランの優先順位というのですから

柱の中で企業の力の部分で評価をして、結局中小

—
—
—

企業の方なんかにはどんどん梓が外れてしまうと、いうふうに、やはり今なお中小企業、弱いところに対する融資というの是非常に問題が多いのではないか。幾ら信用保証を国の方でこういうものでバックアップしよう、その枠を広げようといつても、肝心のもとで貸してくれるものがなければ絵にかいたもとにしかならないという部分で、大蔵省として、特に中小企業に対する金融の実態とし

そういう不満が大きいという報道があるといふ部分で、なかなかそれは借り手と貸し手の問題といふのはいろいろな見方がありますけれども、なお一層の御努力をお願いして終わりにしたいと思います。

の問題について質問い合わせたいと思うのですが、宮澤総理が十三兆円の土産を持って渡米されて日米首脳会談が行われたわけでございますが、その結果、クリントン大統領の発言、これがきっかけとなって円高が急速に進んだのではないかと思うのです。昨日の終わり値が百十四二十五銭、これはまさに政府の、アメリカ側の貿易不均衡の是正についての結果重視、これに対する認識の甘さであつたのでなかろうか、こういうことを指摘したいわけであります。

○森本説明員　先生御質問の、中小企業向けの銀行の貸し出しでございますが、現在、全國銀行の貸し出し全体の伸びが大体二、三%という伸びになつておりますて、そつした銀行の貸し出しの約六割を占めます中小企業向け貸し出しも大体前年比二、三%程度の伸びとなつております。この点につきまして、先生御指摘の金融機関側の事情、いわゆる金融機関の融資対応力が低下するようなことによりまして、健全な経済活動に必要な資金の供給が阻害されるようなことがあつてはならぬないと私どもも考えております。

このため、昨年の夏以降、自己資本の充実策、その他金融機関の融資対応力を確保する施策を講じてきています。特に中小企業金融につきましては、先生も御指摘のように、二度にわたりまして通達を發出いたしまして、中小企業金融の円滑化について配慮するよう必要と要請したところであります。また、今般の総合経済対策におきましても、融資体制の強化ということを金融機関に要請しております。先生御指摘のような厳しい経営環境になりましたが、そのうえ今後とも努力していきたい、そのように置かれております中小企業に対する金融が円滑化するよう今後とも努力していきたい、そのように考えております。

そこで、この円高の日本経済への影響を心配するわけであります。円高によりまして消費者の皆さんに、国民の皆さんにどのようなものが還元できることか等々も考えなくちゃなりませんし、円高不況は避けなければならないというふうに思うわけですが、既に私たちが政府の方に要求いたしております消費税の食料品全段階非課税、所得税の大型減税、これを速やかに行つて、今与野党の協議の最中でございますが、この円高不況が加わるというふうなことをせひとも避けるようになってもらわなくてはならないのじゃないか、このように思うわけであります。また過日、政府がお決めいただいた、恐らく来月の中旬には補正予算が追加上程されるということも聞き及んでおるわけでございますけれども、この経済対策は輸入の促進ということが非常に高く掲げられておるわけです。この激急な円高というものはただでさえ輸入の拡大を促すことになるのでございますが、これは政策として掲げることによって円高による不況が極めて加速されるということを非常に心配いたします。

まして、日米間のさまざまな問題等に関しまして率直な意見交換を行う、同時にまた、個人的な信頼関係も構築されたということをございまして、私どもは極めて有意義であったと考えております。それで、そういう中で、大統領からやはり年に二回は会おうじゃないか、こういうお話をあつたくらいでござりますから、そういった意味で、日本側に対し、日本の持つていきました総合経済対策など、そうしたものの甘さというようなものを指摘されたものではないと私ども承知しておりますし、先ほどもこの委員会で御質問がござりますけれども、先般の緊急G7の際も、アメリカの財務長官 国務長官 いずれも私のもお目にかかるなりましたけれども、今回のお新しい総合経済対策に対しまして大変評価をしていただいておりまして、このことを少しでも早く実現をしていくことがあります。これは一番大事だ、こう考えております。また、今回の、大統領が貿易不均衡のは是正のための具体的な方策として円高を擧げたことを背景として円高が進んでいることは事実でございます。

まして、日米間のさまざまな問題等に関しまして率直な意見交換を行う、同時にまた、個人的な信頼関係も構築されたということをございまして、私どもは極めて有意義であったと考えております。

た円高の推移についてはもう少し時間を見て、その推移を注視をしていかなければならぬ、こう思っております。

なお、円高が日本産業に与える影響は今委員からいろいろと御指摘をいただきました。円高が及ぼすこのような悪影響に対しましては、先ほど由上げたように、内需拡大を図り国内景気の早期回復を図ることが一番の処方せんでありますけれども、今般の総合的な経済対策の早期実施等を通じまして一日も早い回復を実現させたいと考えておりますし、また、経済対策におきましては、中小企業者に対し特に配慮し、都道府県と国とが協力をして実施しております緊急経営支援貸付制度などを拡充し、最近の円高による輸出減等の影響を受けて経営に不安定を生じております中小企業者等に対しまして特別枠を創設をしたところでござります。

落ちているところがあるかもしれませんけれども、余り長くなつてはいけませんので、この程度のお答えにさせていただきます。

化というのを心配するわけでありまして、不況対策を政府の方も立てられておるわけでございますが、なお一層、そのためには私たちも政府の方にお願いをしておる所得税の減税ということを、与野党で協議はいたしておりますが、政府みずからも景気対策としてひとつせひとも取り上げていただき努力をしてもらいたい。あるいは、円高によつて犠牲になる、これに打ちかつ大きな企業は別といたしましても、中小の地場の輸出産業というのは大変なことに追い込まれるのじゃないか、こういうように思うわけでござりますので、これらに上げたいと思います。

次に、委員長、私はきょうはこの法案の質疑に当たりまして、日本商工会議所あるいは全国商工

会連合会それぞの会頭、会長が、極めて直接関係のある法案でござりますから、私は、その団体の長にぜひとも参考人へ来てもらつて、ひとつお尋ねしたいこともあるし、御意見申し上げたいこ

ともあるので要請しておつたわけでござりますが、私の意に反して会長、会頭が来てももらえない、これは一体どうしたことですか。

○井上委員長 お答えいたします。

和田君のみならず、そういうお声がたくさんございましたので、昨日商工会議所の片一方の方は電話しなかつた、商工会議所の会頭のところに電話しましたら、お電話にて出てまいりません。

常務理事の方が出でまいりまして、たくさん用事があるんだ、こうおっしゃいますので、その用事は一体どんなのだと言つてお聞きましたら、こ

れも十分にお答えがございません。いろいろと用事があるのだそうでござります。そこで、まあきょう言うてあしたといいますとそれはいろいろと御用事があろうと思ひますから、専門家を出す、こうおっしゃる。しかし、専門家を出すと言つたところで最高責任者ができるべきはこうい

う問題は論議ができないぞということを強く申しましたところが、いやいや私どもには専門家がおりますので、こう申しますから、日本の国会においては専門家というのは局長であるとか部長であるとかいうのが専門家だ、しかしながら最高の責任者である大臣がおらなかつたら質問ができないのです。こういうことを考えて、日本商工会議所法という法律がある、以上からして、ぜひとも商工会議所の会頭が出てきて答弁すべしということを私は申し上げたのですが、何分昨日のきょうのこととでござりますので、用事があると言え、まあお葬式もあつたり結婚式もあつたりすることでしょう。ですから、そのことについては、きょう出でこないことに於いては私は了解をいたしましたが、その際強く商工会議所の方に申し上げましたのは、時間を見て我々が要求するときには次には必ず出てくるようについて強く要求いたしておいた次第でござります。

以上です。

○和田(貞)委員 努力してもらつたことはわかります。

和田君と同様の意見を持つものでございま

す。したがいまして、日本商工会議所に対しまし

ては、この商工会議会に必ず出てくるよう強く

私は要求するつもりでござります。

以上です。

○井上委員長 和田君にお答えいたします。

私も和田君と同様の意見を持つものでございま

す。したがいまして、日本商工会議所に對しまし

ては、この商工会議会に必ず出てくるよう強く

私は要求するつもりでござります。

以上です。

○和田(貞)委員 よろしくお願ひいたします。

それでは、本題に入りたいと思います。

そこで、法案の一つ、中小企業信用保険法の一

部を改正する法律案、これは貸し付けの上限を広

げるということございまして、私たちはもう少

し上限を高くしてほしい、こういう希望も持つて

おるわけでございますが、これらの問題を含めま

して、我が日本社会党のシャドーネットの

経済政策のこれらに關係する問題が大方取り入れられておることござりますので、これはひとつ承したいと思うわけであります。

しかし、つけ加えて申し上げますならば、今日

不況対策の中で、通産の抱える今次の八つの法案

の用意をされておる中で、これこそが一番大事な

法案である。これを今ごろ持つてくるということ

は、大体けしからぬ。イの一番に持つてきて、イの

一番に中小企業の皆さん方に安心してもらう、こ

ういうことになつたらいいかねじやないかといふ

ふうに私は思つておつたのです。そのことを厳に、

中小企業の運営に失したことについて強くおし

かりを申し上げて、そんなことのないようひと

かつたのは、後で述べますが、いわゆる中小企業の白書というのが中小企業庁から出でるわけになりますので、こう申しますから、日本の国会においては専門家というのは局長であるとか部長であるとかいうのが専門家だ、しかしながら最高の責

任者である大臣がおらなかつたら質問ができないのです。こういうことを考えて、日本商工会議所法という法律がある、以上からして、ぜひとも商工会議所の会頭が出てきて答弁すべしということを私は申し上げたのですが、何分昨日のきょうのこととでござりますので、用事があると言え、まあお葬式もあつたり結婚式もあつたりすることで

きつたのですけれども、私の質問ができないわけでござりますから、ぜひとも改めてその場をつくりていただきたいことを要求しますので、ひとつ委員長、責任持つてもらえますか。

○井上委員長 和田君にお答えいたします。

私は、これらの問題については了とするにして

おりますが、先ほどからいろいろと議論を聞いておりますが、それなりの御答弁を通じて考え方を知りましたら、それなりの御答弁を通じて考え方を知り得たわけでござります。

私は、これらの問題については了とするにして

おりますが、先ほどからいろいろと議論を聞いておりますが、それなりの御答弁を通じて考え方を知りましたら、それなりの御答弁を通じて考え方を知り得たわけでござります。

私は、これらの問題については了とするにして

おりますが、先ほどからいろいろと議論を聞いておりますが、それなりの御答弁を通じて考え方を知りましたら、それなりの御答弁を通じて考え方を知り得たわけでござります。

私は、これらの問題については了とするにして

おりますが、先ほどからいろいろと議論を聞いておりますが、それなりの御答弁を通じて考え方を知りましたら、それなりの御答弁を通じて考え方を知り得たわけでござります。

私は、これらの問題については了とするにして

おりますが、先ほどからいろいろと議論を聞いておりますが、それなりの御答弁を通じて考え方を知りましたら、それなりの御答弁を通じて考え方を知り得たわけでござります。

リーダーシップをとつて地域全体で取り組むべき性格の事業でございまして、地域におきます合意形成ももちろん極めて重要である、このように考えております。この基盤整備事業の実施に当たりましては、商工会等が地域振興にかかるるビジネスを作成し、また地方公共団体等が既に作成をいたしました地域振興計画、産業ビジョンなどを踏まえた地域振興支援のための行動計画を作成するなどの事業を行つ過程を通じまして、地域内の会意の形成が促進される、いうことが期待をされてゐるわけでございます。

ただ、事業構想の段階から地方の公共団体とも

会的にも市民の皆さん方あるいは商工業者の皆さん方がやはり安心してもらえるし、あるいは政治的にも中立であるし、これは当然のことのございます。しかし、商工会や商工会議所の場合は自治体と異なる面がある。先ほど大臣やあるいは商工会議所や商工会連合会の方から、そんなことはないとか、そんなことはあるとか言つておられますが、そういう建前を言つてもらつても困るわけです。先ほどから我が党の委員も指摘をしておるのは、現実の問題をとらまえて指摘をしておるわけです。実情を把握して質問しているわけです。それを打ち消すような建前の答弁だけをいただく

終わった後、ちょうど選挙の時期でございましたので、特定の候補者を支援するという決議を現実にやつてはいるじゃないですか。やつていないと云うのであれば、参議院に我が党の吉田達男というのがおりますが、これは経営指導員をやつております。だから、やつてはいるということを言つた以上は、やつてはいないということを言わないで改めるということを両方にお答え願いたいと思うのです。

この三つの点について、それぞれからひとつ御答弁をお願いしたいと思うのです。

○森国務大臣　具体的なことにつきましては参考

ならないということは十分わきまえて行動しているつもりでございます。

具体的に言えということでござりますので、日本商工会議所では毎年三月、九月に会員総会を開催しておりますが、慣例といたしまして、三月の総会は総理大臣、通産大臣、政府代表の方々をお招きをいたしております、また九月の総会では、この両大臣のほか広く各党代表の諸先生方にも御案内をして、野党委員長もおそろい 御出席いただきました。ごあいさつをちょうどだいをいたしております、大変感謝をいたしているところでござります。また、九月総会終了後のパーティーには、

十分連携をして地域内の合意形成に留意することと
は重要であるというふうに認識をいたしておりま
して、事業の適切な運営がなされますようこれ
からも指導してまいりたい、このように考えてお
るところでございます。

○和田(眞)委員　この事業を行うについて、経営
指導員の人事費を地方財政計画の中に組み入れ
て、そして自治体の方にこの経費を、地方財政改

ようなことじや私は承知できない。そういううじと
を繰り返すのであれば、きちつとその証拠を持つ
てひとつ議論したいという気になりますよ。やは
り現実の問題をとらまえて、実態をとらまえて
言つておる以上は、そういうことは改めさすなら
改めさす、指導するなら指導するということをこ
こで明確に言つてもらわないと、私は承知できな
いわけなんです。

人がお見えでござりますからお答えをいただくことにいたしまして、先ほども他の委員の御質問に対してもお答えをいたしましたが、商工会及び商工會議所は、現行の商工会の組織等に関する法律第六条第三項及び商工会議所法第四条第三項においてそれぞれ、「これを特定の政党的ために利用してはならない。」こととされております。商工会議所には常に政治的中立性の確保が求めら

各党幹部のほか衆参両院の正副議長、商工委員長、商工委員会理事等にも御招待状をお送りしているところでございます。

○幸嶋参考人 お答え申し上げます。

私どもは、先ほど大臣からお話をございましたように、常に政治的中立性が維持されるよう心がけて行動しております。

そういう中におきまして、私ども、小規模事業

画の中で自治体を通じて経費を貯っていく、そのかわりに従来からのこれらの財源をこの支援活動に充てるということは、これは積極的な中小企業対策のやり方として私は非常に敬意を表するわけです。しかし、一方では、例えば私どもの大阪府とかいう不交付団体は、これは持ち出しだすよ。不交付団体は金を持ってるんだからというけれども、不交付団体は不交付団体なりの悩みがあるんですね。こういうようなことを含めて、やはり地方の持ち出しというようなことは起つておるわけでございますから、これらに見合う何かのものを、損得からいいうならばひとつ考えてもらわねど、これは私たちはどうも不満である、こういうふうに思います。金でできなければ何かで補うといふようなこともひとつ考えてくださいよ。

そこで、この支援策について、商工会議所あるいは商工会に仕事を委託するんじやなくて地方自治体にやらせなさいという理由は、自治体の場合には、これは行政機関でございますから、極めて朴

そこで、一つ、二つ、私は申し上げたいと思うのであります。

一つは、政治的な中立の問題でございますが、先ほど大臣の方から、今申し上げましたように商工会議所の会頭という肩書で特定の候補者を支援するというようなことはないということを断言されたわけでございますが、これは現実にあるのです。あるから指摘しておるわけでござりますから、具体的なことは申しませんが、あるといふことを指摘した以上はないようにしてもらわなければいけぬ。そういうことで、ひとつもう一度お答えいただきたいと思います。

あるいは、会のそれぞれの総会、商工会議所の会や、あるいは商工会の集会や連合会の集会や総会、これには特定の政治家を招待しておるでしょう。それはないのならないということをひとつお答え願いたいと思うのですよ、両者に。

それからさらには、経営指導員というのがあります、この経営指導員の総会で、必要な議事が

したがいまして、通商産業省といましましては、
商工会及び商工会議所に対しまして選挙ことに政
治的中立の保持に努めるよう通達をもって指導
をいたしておりますところでございますし、御指摘の
ように、選挙時に商工会あるいは商工会議所役員
の肩書で応援活動を行つてある事実はないもので
あると承知をいたしております。商工会あるいは
商工会議所において御指摘のような活動が実施さ
れてているという事実は承知しておりますが、それと
ても、仮にそのような事実があれば、実情に応じ是
正措置を講ずることとなるわけでござります。ま
た、是正措置の内容といたしましては、是正のため
の指導、警告、さらには警告にもかかわらず是
正されない場合の認可の取り消しなども考えられ
るわけでございます。

○谷村参考人 今大臣が仰せられましたように、
我々商工会議所は政治的に中立を保たなければな
れていますのは御承知のことだと思います。御指
摘のとおりでございます。

者に対する支援を手厚くしていただきたいといふことで各種の運動をしております。例えば小規模事業者に対する予算を手厚くしてもらいたいといふことで、中小企業庁の原案ができる前には中小企業庁にお願いに行つたり、あるいは大蔵省の原案ができるときには大蔵省にお願いに行つたり、あるいは政府と自民党が協議する際には自民党にお願いに行つたり、あるいは国会に予算案、法案が提出されれば先生方にもお願いに行つたり、いろいろな活動を通じてしております。

先生の御指摘の点は多分商工会の全国大会の話だと思いますが、商工会の全国大会は十一月に開催されまして、その節は、予算獲得のためにいろいろな方々をお呼びしておりまして、決起大会という形でもって開催しております。招待は、そういう十一月、予算獲得のためということもございまして自民党国會議員が中心となっておりますが、自民党以外の政党関係者につきましても、各政党の代表者を招待いたしまして祝辞をちょうだ

いしておしまして、全国大会資料のメッセージとしている次第でございまして、厚く感謝している次第でございます。今後ともよろしくお願いしたいと思つております。

○和田(貞)委員 今あなたが自民党主体と言つておるじやないか。そうでしょう。自民党主体で各党の人もばらばら来ていただいておりますがと云うてゐる。認めておるじやないか、あなた。私は、この連合会よりも全国の各県の連合会、あるいは商工会議所の単位の会議所、このことを言うておるのですよ。もつとひどいじやないか。明らかに法律違反じやないか。政治的な中立が保たれておらない。だから、こういうところに業務を委託をするというようなことじやなくて、自治体がちゃんとあるのだから、自治体の方にしなさいといふことを言つておるわけです。

さらに私はつけ加えて申し上げますならば、お二人にひとつお答え願いたいと思いますが、これは流通新聞の記事でござります。

一つは、商工会地区は市町村単位で、複数の商店街がある、例えば業務が委託され施設をつくられるのに、複数の商店街のどちらにつくるかというようなこと、これで利害関係が伴つて、役員側、役員でない側といふことで争いといふものが起つてくるなどということを指摘しています。あるいはこの中で、「商工会の機能強化は年内にもある総選挙とからむ」という見方もある。自民党の意向を感じとつて、「商工会は今まで自民党的な集票マシンとして動かなかつたが、」これはどうぞございますが、「このままでいけない」と話す商工会役員もいる。」といふようなことを記事は書いておる。そういうようなことで業務が委託され、この記事のような御心配がありませんか。どうぞお答え願いたいと思います。

○辛嶋参考人 今回の法律に基づきまして基礎施設設置事業を行う場合には、できるだけ地元のコンセンサスをとるように地域づくりがされると思つております。御承知のとおり商工会は、地域の総合的な経済発展ということを目的としており

ますので、その意味でコンセンサスづくりが最大の事業でございまして、それに従つて事業が実施されるということを確信しております。

また、政治活動に問題を起こすのではないかと思つております。

○和田(貞)委員 さらに私は指摘したいと思いま

改正される前の大店法の時代であります。事業活動の調整、これも、市町村に調整を委託しておつたらよかつたのに、この法律では商工会議所に調整を委託しておつた。そのため、調整機能を果たすについて非常に不公平な取り扱いを今までやつてきてているのですよ。

なぜかと云ふならば、商工会議所に入会されておる商業者、これは商店街連合あるいは振興会

という形で商工会議所に加入されておる。商工会

の場合は法律で地域の商工業者の過半数をもつて組織するということになつておりますが、商工会議所はそつなつておらない。だから、商工会議所に入つておらないで、任意の商店街あるいは個々はばらばらの商売をなさつておられる方々があるわけなんです。ところが、その調整機能は、商工会議所に加入されたおられる協同組合を対象に調整を

しておらない、商店街にも加入しておらない、個々はばらばらの商売をもつておられる方々や、あ

るいは任意の商店街は置いてきぼりの取り扱いをされつたという経緯があるわけなんです。もう既に法律が改正されてそういう調整機能はなくなつたわけありますから、公平のためによかつたと私は思います。

○和田(貞)委員 時間もあれでござりますから、余りしつこく言いませんが、そういう考え方があつておる。そういうふうなことで業務が委託され、この記事のような御心配がありませんか。どうぞお答え願いたいと思います。

○辛嶋参考人 今回の法律に基づきまして基礎施設設置事業を行う場合には、できるだけ地元のコンセンサスをとるように地域づくりがされると思つております。御承知のとおり商工会は、地域の総合的な経済発展ということを目的としており

ひとつお答え願いたいと思います。

○関政府委員 先ほど大臣からお答え申し上げましたように、今回、地域の小規模企業者の発展のための事業を推進する主体として、商工会、商工會議所の業務を拡充するということにいたしております。

ますますこういう重要な課題というのを商工会が担うわけでございますから、政治的中立性というのが厳守されるよう徹底していかなければ、

いうようなことがござりますが、私どもとすれば、

ますますこういうことを確信しております。

また、政治活動に問題を起こすのではないかと思つております。

○和田(貞)委員 まさに私は指摘したいと思いま

す。

改正される前の大店法の時代であります。事業活動の調整、これも、市町村に調整を委託しておつたらよかつたのに、この法律では商工会議所に調整を委託しておつた。そのため、調整機能を果たすについて非常に不公平な取り扱いを今までやつてきてているのですよ。

なぜかと云ふならば、商工会議所に入会されておる商業者、これは商店街連合あるいは振興会

という形で商工会議所に加入されておる。商工会

の場合は法律で地域の商工業者の過半数をもつて組織するということになつておりますが、商工会議所はそつなつておらない。だから、商工会議所に入つておらないで、任意の商店街あるいは個々はばらばらの商売をなさつておられる方々があるわけなんです。ところが、その調整機能は、商工会議所に加入されたおられる協同組合を対象に調整を

しておらない、商店街にも加入しておらない、個々はばらばらの商売をもつておられる方々や、あ

るいは任意の商店街は置いてきぼりの取り扱いをされつたという経緯があるわけなんです。もう既に法律が改正されてそういう調整機能はなくなつたわけありますから、公平のためによかつたと私は思います。

○和田(貞)委員 時間もあれでござりますから、余りしつこく言いませんが、そういう考え方があつておる。そういうふうなことで業務が委託され、この記事のような御心配がありませんか。どうぞお答え願いたいと思います。

○辛嶋参考人 今回の法律に基づきまして基礎施設設置事業を行う場合には、できるだけ地元のコンセンサスをとるように地域づくりがされると思つております。御承知のとおり商工会は、地域の総合的な経済発展ということを目的としており

たで、自民党を中心には、これでは政治的中立じゃないです。末端の意見はもつとひどいといふことを私は言っておるのであります。商工会議所も同じことですよ、日本商工会議所だけじゃなくて。

だから私は言いたいのですよ。

だからやはり、法律に基づく商工会議所や商工

會議所の運営がなされて、政治的に中立である、しか

めの事業を推進する主体として、商工会、商工

會議所の業務を拡充するということにいたしてお

ります。実はそれは、過去三十年間にわたりまし

て、最近では毎年六百万件くらい、小規模企業者の経営のいろいろな問題の御相談に応じたり、指導申上げたりした経験がございまして、その経験に基づいて、その地域の小規模企業のあり方にについていろいろ考えていただくのが一番適しているのではないかということ。もう一つは、実は私ども昨年の初めに地域の中小企業者の方にアンケートをいたしました。アンケート調査におきましたが、一番適しているのではないかということ。もう一つは、実は私ども、商工会、商工會議所に対する期待の一一番大きなものは、地域経済全体の発展のための役割を果たしてほしいということございました。そういったこともございまして、商工会、商工會議所の機能を拡充するという方向をとつたわけでございます。

ただつも、現実にこういうことを認めておるわ

けでございますから、ひとつ万遺憾のないようになつてほしいと私は希望したいわけであります。

したがつて、ぜひともそういう指導を含め

てやつてもらいたいということを強く私は求めて

おきたいと思います。

大臣、先ほど若干言われたのですが、建前は建

ただもちろん、この法律の実施に当たりましては、例えれば、法律上通商産業大臣の権限になつております各種の計画の認定等の業務につきましては、地元の広域的な行政を担当しておられる都道府県知事に委任をさせていただく予定でござります。それからまた、この事業を実施いたします場合の計画策定等に当たりましても、地元の市町村のいろいろな都市計画でありますとか、その他の計画との連携が不可欠でござりますので、十二分に連携をとることによって今回予定をいたしました委員からも御指摘ございましたように、この法案の趣旨に沿いまして、商工会議所、商工会に厳正、中立的な態度をとつて進めるように、そもそもも十分指導してまいりたいと思います。

して多くの皆さんから理解を得られるように、商業を育成していく団体として皆さんから喜ばれるような団体として成長していきますように、私どもからも十分指導してまいりたいと思います。

○和田(貞)委員 それではひとつその点をよろしくお願いいたしたいと思います。

そこで次に、中小企業白書が三月に出ておるわけですが、これは、一つは労働環境の整備と人材育成、二つは国際化の進展と地球環境問題への対応、三つは構造変化に対応する産業基盤の充実ということで結ばれておるわけでございま

す。

いわゆる労働環境の整備、人材育成、私はやは

中小企業が今日まで日本経済の発展に果たして
こられた役割というものは偉大なものであつたと
思うのです。ところが、そこに働いておられる労
働者の皆さん、経営者の皆さん、大変だつたと思
うわけであります。ここにうたわれておるようによ
り労働環境を整備していく、人材を育成していく、
そして中小企業に進んで参加する、進んで勤める
ということになるようにしていくためにはどうし
たらいいかということになつてくるわけであります。
かつては大企業と中小企業には賃金の格差がござ
いました。しかし、この労働力不足の中でどう
しても賃金格差を縮めなければならないといふこと
とで中小企業の経営者の皆さんのが精いっぱい頑
張つてこられて、今日では中小企業と大企業の賃
金格差は徐々に狭められつつあるわけであります。
しかしながら、大企業と中小企業との格差といふ
ものは、一つはやはり労働時間の問題にあると思
うのです。一つは年金格差の問題があると思うの
です。一つは福社格差の問題があると思うのです。
この三つを解決しなければ、いかに賃金の格差が
縮まつても中小企業で進んで働く、という意欲は
起つてこないというように思うわけであります。
おのづから、貴重な人材の育成というものが
できないというように私は思つてあります。
そこで、今国会に上程されておるところの労働
基準法の改正案、今労働委員会の方で審議をされ
ておるわけでございますが、さきの改正に当たつ
て、日本の労働者が諸外国と比べて非常に労働時
間が長いということで、千八百時間を目標に労働
時間を短縮していく、あるいは宮澤内閣自体も、
「生活大國五か年計画」の中で千八百時間を目指
して、「こういふようになつたわれておるわけであり
ます。

ここで私はお断りしておかなればなりません
が、この千八百時間というのは、これは最終目標
だというように解釈をされたら困るわけなんですね
よ。当面千八百時間に向けてということであつて、
こういふようになつたわれておるわけであります。

○聞政府委員 お答えを申し上げます。
最初にお断り申し上げたいと思うのですが、私ども、今のような状況下で中小企業におきましても時間短縮を図ることの必要性は非常に痛感をいたしておりますところでございます。また、中小企業の経営者の方におかれても同様のお考えをお持ちだと思っております。
そこで、しかるべきにしてこれを達成をするかということでございまして、私ども中小企業庁の立場では、そういうことが可能になるような環境条件を整えるのに数年前からいろいろな形で努力をさせていただいているわけでございます。時間の関係で詳しくは御説明申し上げませんが、労働法に基づく諸措置、これは既に二百七十以上の組合がその計画をつくっていただいております。また、時間短縮をいたします非常に大事なポイントになりますのは省力化機械でありますとかロボット等の導入による省力化でございますので、その辺に対しまして金融上、税制上の措置も講じているところでございます。また、中小企業の場合には下請関係に入つておる企業は製造業の場合大体半分ぐらいでございますから、親企業との関係が改善されなければならないということで、先生も前にお尋ねいたしましたけれども、下請関係の改善、あるいはさらに今後進めるための技術開発の推進、さらには中小企業の場合どういう形でやることが時間短縮のために有効であるかといつたことにつきましてのいろいろな成功例などをつきましても白書等々を通じて御紹介し、参考にしていただくといったような努力を続けておりますし、この努力は今後とも続けたいと思っておるわけでございます。
そこで、先生御指摘の今回の労働基準法の改正につきましては、労働基準法と申しますのは私から申し上げるまでもないわば強行法規でござりますので、今申し上げましたような時短を促進す

るという観点と、現下の極めて厳しい経済情勢の中での中小企業の実態も配慮するという二つの配慮が必要ではないかと私は考えているわけでござります。そういった観点で、私どもとしては法律案を出す前の段階で、政府部内で今の中小企業の実態についていろいろ意見を申し上げたことは事実でございます。もちろん、その際に四団体からのお要望書も参考の一つにはさせていただきましたけれども、私どもは、同時に、過去長きにわたりまして労働環境、労働条件の問題について勉強し、その実態を調べておるという実態も十分踏まえた上で協議をさせていたいたいたということを、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○和田(直)委員 これは猶予期間の延長ということだけではなくて、ずっと今日まで進んでまいりました所定の時間外の労働に対する割り増し賃金率の問題であるとかあるいは有給休暇の付与日数であるとか、そういう問題にまで口出しをしておるにやないですか。そういうところまで口出ししていませんか。

○関政府委員 先生がおっしゃる口出しという意味がどういう意味か私よく存じませんが、法律を閣議決定いたします場合に、申し上げるまでもなく政府内部での意見調整がございます。意見調整の過程でそれぞれの各者の立場で意見を申し上げるということは、いろいろな機会、あらゆる法律についてあるということとはぜひ御理解いただきたいと思うわけでございます。

それで、その場合に、さつき申し上げましたように時短を促進するという観点と、今の中小企業が置かれている厳しい実態という両面に対応する配慮は必要だという観点の意見を申し上げたことは事実でございます。

○和田(直)委員 やはり機関というのがあるのですから。労働基準法を改正するに当たっては、政府としては、労働省としては諮問している機関があるのです。政令を改正するにしてもその諮問している機関があるのです。中央労働基準審議会といふ機関があるのです。あなたのところもあるで

○井上委員長 起立少數。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○井上委員長 起立總員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お詫びいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○井上委員長 次に、参議院送付、内閣提出、不正競争防止法案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。森通商産業大臣。

不正競争防止法案

〔本号末尾に掲載〕

○森国務大臣 不正競争防止法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

不正競争防止法は、知的財産の保護と競争秩序の維持に関する重要な一翼を担う法律であります。昭和九年に工業所有権に関するパリ条約へ参加して以来、基本的枠組みを変えておりません。

この法律案は、多様かつ巧妙化する近年の不正競争に的確に対処するため、現行不正競争防止法の全部を改正するものであります。

なお、この法律案は、産業構造審議会において平成四年七月から慎重な審議が重ねられ、昨年十二月に提出されました同審議会の中間答申であり

ます「不正競争防止法の見直しの方向」を踏まえた内容となっております。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、不正競争の類型の拡充であります。具

体的には、既存の類型に加え、物まね商品の被害

を防止するため他人の商品の形態を模倣した商品

の販売等を行う行為を、また、自社イメージの維

持向上に係る企業努力を保護するため著名ブランド等を無断で使用する行為を、さらに、サービス業界における公正な競争を確保するためサービスの内容等を誤認させる行為を、新たに差しとめ、損害賠償等の民事請求の対象となることとしてお

ります。

第二は、不正競争により商業上の利益を侵害された者に対する救済面の充実を図ることであります。

具体的には、不正競争による損害額の立証を容易にし、被害に対する適切な救済を図るために、

不正競争による損害の賠償請求に関する特許法等と同様に、損害額の推定規定及び損害額の計算に必要な書類の提出命令規定を新たに設けることと

しておられます。

第三は、不正競争に対する十分な抑止効果の確保であります。具体的には、罰金額を引き上げることともに、特に、法人の業務活動に関連して行われる不正競争に対する抑止効果を確保するため、証券取引法、独占禁止法の例に倣い法人重課規定を設け、法人に対する罰金の限度額を引き上げることとしております。

加えて、法の目的及び不正競争の定義を明らかにし、国民にとってよりわかりやすい法律とするため、目的規定を新たに設けるなど所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○井上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る五月十二日水曜日午前九時五十分

理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十二分散会

展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

三 他人の商品（最初に販売された日から起算して三年を経過したもの）を模倣した商品が該他人の商品と同種の商品（同種の商品がない場合にあっては、当該他人の商品とその機能及び効用が同一又は類似の商品）が通常有する形態を除く）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。）

五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことと知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

六 その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在したことと知って、又は重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

七 営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の競争その他不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

八 その営業秘密について不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る行為

示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知つて、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はそ

の取得した営業秘密を使用し、若しくは開示二 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのための展示し、輸出し、若しくは輸入して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

三 他人の商品（最初に販売された日から起算して三年を経過したもの）を模倣した商品が該他人の商品と同種の商品（同種の商品がない場合にあっては、当該他人の商品とその機能及び効用が同一又は類似の商品）が通常有する形態を除く）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことと含む。以下同じ。）

五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことと知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

六 その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在したことと知って、又は重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

七 営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の競争その他不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

八 その営業秘密について不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る行為

する行為

九 その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があつたこと若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したこと

知つて、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

十 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

十一 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為

十二 パリ条約（商標法）（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第二号に規定するパリ条約をいう）の同盟国において商標に関する権利（商標権に相当する権利に限る。以下この号において単に「権利」という。）を有する者の代理人若しくは代表者又はその行為の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者が、正当な理由がないのに、その権利を有する者の承諾を得ないでその権利に係る商標と同一若しくは類似の商標をその権利に係る商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務に使用し、又は当該商標は輸入し、若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは当該商標を使用したその権利に係る商品と同一若しくは類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのための各号に定める行為

2 この法律において「商標」とは、商標法第二条第一項に規定する商標をいう。

3 この法律において「標章」とは、商標法第二条

第一項に規定する標章をいう。

この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。

（差止請求権）

第三条 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に對し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 不正競争によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

（損害賠償）

第四条 故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第八条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によつて生じた損害については、この限りでない。

（損害の額の推定等）

第五条 不正競争によつて営業上の利益を侵害された者が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているとあるときは、この限りでない。

（信用回復の措置）

第六条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に對し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

（書類の提出）

第七条 故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の信用を害した者に対しては、裁判所は、その営業上の信用を害された者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、その者の営業上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

（消滅時効）

第八条 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、その行為を行つてその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害した者に対し、次の各号に定める行為に對し通常受けるべき金銭の額に相当する

額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

一 第二条第一項第一号又は第二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品等表示の使用

二 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品の形態の使用

三 第二条第一号第四号から第九号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る営業秘密の使用

四 第二条第一項第十二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商標の使用

五 前項の規定は、同項に規定する金額を超えて、その営業上の利益を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、その提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

（以下「外国旗等」という。）と同一若しくは類似のもの（以下「外国旗等類似記章」といいう。）を商標として使用し、又は外国旗等類似記章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは外国旗等類似記章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国旗等の使用的許可（許可に類する行政処分を含む。以下同じ。）を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、何人も、商品の原産地を認識させるような方法で、同項の通商産業省令で定める外国の国の紋章（以下「外国紋章」という。）を使用し、又は外国紋章を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは外國紋章を使用して役務を提供してはならない。ただし、その外國紋章の使用の許可を行つて権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

3 何人も、外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章若しくは記号であつて通商産業省令で定めるもの（以下「外国政府等記号」という。）と同一若しくは類似のもの（以下「外国外政府等類似記号」という。）をその外国政府等記号が用いらされている商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務の商標として使用し、又は外国外政府等類似記号を当該商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは外国外政府等類似記号を当該商標として使用して役務を提供し

を行つた時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。その行為の開始の時から十年を経過したときも、同様とする。

（外国の国旗等の商業上の使用禁止）

第九条 何人も、外国の国旗若しくは国の紋章その他の記章であつて通商産業省令で定めるもの

（以下「外国旗等」という。）と同一若しくは類似のもの（以下「外国旗等類似記章」といいう。）を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは外国旗等類似記章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国旗等の使用的許可（許可に類する行政処分を含む。以下同じ。）

を行つて権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、何人も、商品の原産地を認識させるような方法で、同項の通商

産業省令で定める外国の国の紋章（以下「外国外紋章」という。）を使用し、又は外国外紋章を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引

渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは外国外紋章を使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国外紋章の使用の許可を行つて権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

3 何人も、外国外政府等記号（以下「外国外政府等記号」という。）と同一若しくは類似のもの（以下「外国外政府等類似記号」という。）をその外国外政府等記号が用いらされている商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務の商標として使用し、又は外国外政府等類似記号を当該商標として使用した商品を譲渡し、引き

渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは外国外政府等類似記号を当該商標として使用して役務を提供し

てはならない。ただし、その外国政府等記号の使用の許可を行ふ権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

(国際機関の標章の商業上の使用禁止)

第十条 何人も、その国際機関（政府間の国際機関及びこれに準するものとして通商産業省令で定める国際機関をいう。以下同じ。）と関係があると誤認されるような方法で、国際機関を表示する標章であつて通商産業省令で定めるものと同一若しくは類似のもの（以下「国際機関類似標章」という。）を商標として使用し、又は国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その国際機関の許可を受けたときは、この限りでない。

(適用除外等)

第十一条 第三条から第八条まで、第十三条（第三号に係る部分を除く。）及び第十四条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

一 第二条第一項第一号、第二号、第十号及び第十二号に掲げる不正競争 商品若しくは營業の普通名称（ぶどうを原料又は材料とする商品等表示（以下「普通名称等」と総称する。）を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのための展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

二 第二条第一項第二号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が著名になる前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのための展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

三 第二条第一項第一号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が需要者の間に広く認識される前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのための展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

四 第二条第一項第二号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が著名になる前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのための展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。（経過措置）

五 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 同号に規定する他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者（その譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為（同項第十一号及び第十二号に掲げる不正競争の場合にあっては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、輸出し、又は使用して役務を提供する行為を含む。）

に掲げる不正競争 自己の氏名を不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）でなく使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為（同号に掲げる不正競争の場合にあっては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。）

三 第二条第一項第一号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が需要者の間に広く認識される前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのための展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

四 第二条第一項第二号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が著名になる前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのための展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。（経過措置）

2

五 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 同号に規定する他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者（その譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為（同項第十一号及び第十二号に掲げる不正競争の場合にあっては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、輸出し、又は使用して役務を提供する行為を含む。）

2

六 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 取引によって営業秘密を取得した者（その取得した時にその営業秘密について

て不正開示行為であること又はその営業秘密について不正取得行為若しくは不正開示行為が介在したことを探らざる者に限る。）がそ

の取引によって取得した権原の範囲内においてその営業秘密を使用し、又は開示する行為

七 前項第二号又は第三号に掲げる行為によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、次の各号に掲げる行為の区分に応じて当該各号に定める者に対し、自己の商品又は営業との混同を防ぐに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

八 前項第二号に掲げる行為 自己の氏名を使用する者（自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。）

2

九 第二条第一項第三号に掲げる行為 他人の商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのための展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。（経過措置）

2

十 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 取引によって営業秘密を取得した者は数量について誤認されるような虚偽の表示をした者（前号に掲げる者を除く。）

は数量について誤認されるような虚偽の表示をした者（前号に掲げる者を除く。）

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対する一億円以下の罰金刑を、その人に對して同条の罰金刑を科する。

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対する一億円以下の罰金刑を、その人に對して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 改正後の不正競争防止法（以下「新法」という。）の規定は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の不正競争防止法（以下「旧法」という。）によつて生じた効力を妨げない。

(経過措置)

第三条 新法第三条、第四条本文及び第五条の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の不正競争防止法（以下「旧法」という。）によつて生じた効力を妨げない。

第四条 第二条第一項第二号に掲げる行為に該当するもの（同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）

(罰則)

第五条 第二条第一項第二号に掲げる行為に該当するもの（同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）

(罰則)

第六条 第二条第一項第三号に掲げる行為に該当するもの（同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）

(罰則)

第七条 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 取引によって営業秘密を取得した者は数量について誤認されるような虚偽の表示をした者（前号に掲げる者を除く。）

(罰則)

第八条 第二条第一項第五号に掲げる行為に該当するもの（同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）

(罰則)

第九条 第二条第一項第六号に掲げる行為に該当するもの（同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）

(罰則)

第十条 第二条第一項第七号に掲げる行為に該当するもの（同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）

(罰則)

第十二条 第二条第一項第八号に掲げる行為に該当するもの（同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）

(罰則)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

最近における不正競争をめぐる情勢の変化にかんがみ、事業者の営業上の利益を保護し、かつ、事業者間の公正な競争を確保するため、新たに商品の形態を模倣する行為等の停止又は予防を請求することができることとして不正競争の防止を図ることも、営業上の利益を侵害された者の救済を図るための制度を充実する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。